



Agrinature



ディスクロージャー誌

長野県信連の現況 2024



Contents

ごあいさつ	3
経営理念・経営方針	4
長野県信連におけるSDGsへの取り組み	6
リスク管理の状況	11
リスク管理体制	11
法令遵守体制	14
利用者保護等の体制	16
貸出運営に対する考え方	20
内部監査体制	21
J Aグループ・J Aバンクシステム	22
J Aグループの仕組み	22
長野県J Aバンクの仕組み	22
J Aバンクシステム	23
事業の概況	25
経営環境	25
業績	25
損益の状況	26
不良債権処理の状況	27
県域における業務の効率化、高度化	28
トピックス	29
地域貢献情報	30
当会の考え方	30
地域からの資金調達の状況	30
地域への資金供給の状況	31
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	33
災害等に対する緊急時対応	34
地域密着型金融への取り組み	35
非対面サービスの取り組み	40
地域へのPRの強化	41
文化的・社会的貢献活動に関する事項	44
利用者ネットワーク	46
業務のご案内	47
組織等について	55
資料編	59

輝く地域のパートナー



経営管理委員会会長
神農佳人



代表理事理事長
佐藤卓治

ごあいさつ

平素より私ども長野県信用農業協同組合連合会をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、皆さまのご愛顧、ご支援をいただくなか、相互扶助精神のもと、農業専門金融機関として県下ＪＡと一体となり長野県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会、経済の持続的発展に貢献すべく歩んでまいりました。

令和５年度は、コロナ禍からの経済正常化を受けた需要の回復や輸入原材料価格の高騰等による物価上昇が続き、こうした物価高の影響や労働需給の引き締め等々の状況を踏まえ、大企業を中心に高い水準での賃上げが実現されました。日本銀行は物価と賃金の好循環が確認されてきたこと等を判断材料として、マイナス金利政策を含む大規模緩和の解除を決定し「金利ある世界」に踏み出しました。このような情勢のなかで、ＪＡグループがめざす姿として掲げる「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」に向けて、生産現場や地域を支えるための「ＪＡ経営基盤の確立・強化」に引き続き総力を挙げて取り組んでまいります。

当会では中期３カ年計画の実践にあたり、担い手経営体の農業所得向上を目指す「担い手コンサルティング」の導入を通じて、ＪＡの金融仲介機能発揮に向けた支援を行うとともに、当会のコンサルティング機能の強化に取り組んでおります。また、ＪＡの持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた「ＪＡ営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の新たな取り組みとしてＪＡ間を跨いだ共同利用施設再編等に対して分析・検討を支援しました。今後も、役職員一人ひとりが、当会を取り巻く環境の変化に順応し、柔軟な発想をもって業務の革新に取り組むことが重要であると考えております。

私どもの経営理念「いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します」を実現すべく、事業機能の絶えざる革新や財務内容の健全・充実化に総力を結集し、会員、地域の皆さまに貢献する地域金融機関として鋭意活動してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

この度、当会の経営方針、業務内容、近年の業績等について皆さまにご紹介するため、ディスクロージャー誌「長野県信連の現況2024」を作成いたしました。特に財務諸表については、当会の活動結果をご確認いただくうえで極めて重要な情報であることを認識し、信頼性確保に努めております。この小冊子により当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和6年7月

経営管理委員会会長 神農佳人
代表理事理事長 佐藤卓治

経営理念・経営方針

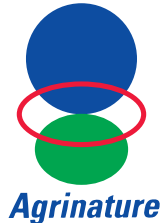
経営理念

いのちを育む農業を基本に据え、

安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します。

当会の経営理念は、制定以来その本質を継承し、日々の業務の根底として、経営の大きな指針となるものです。

この経営理念のもと、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりと地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たすため、自信と責任を持って行動し、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。

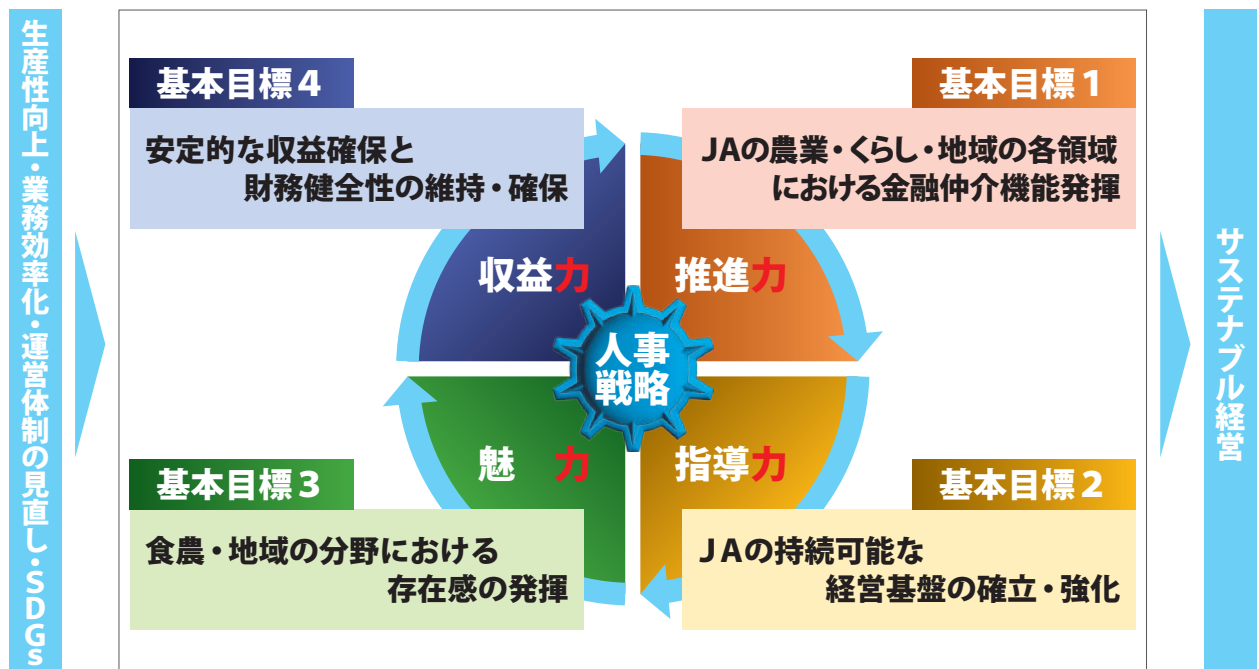


中期経営計画（2022年度～2024年度）

経営方針

長野県JAバンクの県域機能を担う金融機関として、JAと一体となり持続可能な社会の実現に向け農業・地域の活性化を支援します。

基本目標



2022年度～2024年度中期計画においては、業務効率化による生産性の向上、適時適切な運営体制の見直しを図りつつ、人材の育成を含む新たな人事戦略を原動力とし、4つの力『推進力・指導力・魅力・収益力』を効果的に循環する仕組みを構築して基本目標に取り組み、会員や地域社会から必要とされ続ける存在を目指します。

事業方針

基本目標 1（長野県JAバンク中期戦略 基本方針1～3関連）

JAの農業・暮らし・地域の各領域における金融仲介機能発揮

推進力

- 重点施策(1) 農業者のニーズに応じた資金供給
- 重点施策(2) 農業者所得の向上に向けた「担い手コンサルティング」の実践
- 重点施策(3) 生活資金ニーズへの対応
- 重点施策(4) 資産形成・運用、相続対策ニーズへの対応
- 重点施策(5) ライフイベントに応じた利用者接点の強化
- 重点施策(6) JAの自主運用強化による総合運用利回りの向上

基本目標 2（長野県JAバンク中期戦略 基本方針4～5関連）

JAの持続可能な経営基盤の確立・強化

指導力

- 重点施策(1) 機能発揮の土台としての組合員・利用者接点の再構築
- 重点施策(2) 店舗に持ち込まれる事務の削減・解消・抑制
- 重点施策(3) 店舗に持ち込まれた事務の効率化
- 重点施策(4) 見える化プログラムの展開およびJA収支改善に向けた取り組み
- 重点施策(5) 不祥事未然防止にかかる取り組み
- 重点施策(6) 財務基盤の維持・確保
- 重点施策(7) 内部管理態勢の強化・構築

基本目標 3

食農・地域の分野における存在感の発揮

魅力

- 重点施策(1) 取引先に対するコンサルティング機能の実践とノウハウ蓄積
- 重点施策(2) メイン・準メイン先等への重点訪問と提案型営業の実践
- 重点施策(3) 事業性評価の質の向上と本業支援の実践による地域中核企業の付加価値創出
- 重点施策(4) 農業、食品関連、地域創生分野にターゲットを絞った重点営業
- 重点施策(5) 持続可能な社会への貢献

基本目標 4

安定的な収益確保と財務健全性の維持・確保

収益力

- 重点施策(1) 効果的な経営資源の配分
- 重点施策(2) 余裕金運用利回りの確保
- 重点施策(3) 統合的リスク管理の実践
- 重点施策(4) 安定的な収益確保に向けた貸出実収利息等の積み上げ

長野県信連におけるSDGsへの取り組み

SDGsの17のゴール、169のターゲットの実践にあたり、「食と農を基軸とした地域に根ざした地域金融機関」として、環境・経済・社会の3つの側面に基づいた重点テーマを整理するとともに、テーマに対応した取組指標を設定し、SDGsの達成に貢献してまいります。

SDGs宣言

重点テーマ

2030年に向けた取組指標



長野県信連 SDGs 宣言

長野県信連は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に賛同し、事業活動を通じて社会的課題に向き合い、持続可能な地域社会・農業の実現に貢献してまいります。

重点テーマ

環境

テーマ
1

金融仲介機能の発揮を通じた環境課題解決への貢献

- ◆環境配慮型融資等により環境負荷低減に向けた事業者の取り組みを支援する
- ◆ESG投資の観点を組み入れた運用手法を確立する



経済

テーマ
2

社会的課題の解決を通じた経済の持続的な成長への貢献

- ◆コンサルティング機能の発揮を通じて事業者の課題解決と成長を支援する
- ◆地域の特性に応じた解決策を提供し地域創生へ貢献する
- ◆社会の多様性に配慮した金融商品・サービスを提供する



社会

テーマ
3

食と農をつなぎ持続可能な地域社会の形成を支援

- ◆農業収益構造の改善に向けたソリューション提供を支援する
- ◆持続可能な食料生産と消費に向けた食農バリューチェーンを構築・強化する
- ◆農業の発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を支援する

テーマ
4

多様な人材が成長し活躍できる職場づくり

- ◆職員の多様性を活かし組織とともに成長できる体制を構築する
- ◆主体的なキャリア形成支援と能力発揮に向けた人材育成を実践する



2030年に向けた取組指標

SDGsを事業活動に取り入れ、重点テーマに対応した3つの取組指標を設定し、2030年のゴールを目指します。

取組 1

サステナブル投融資の実行 テーマ1 テーマ3

◆地域からお預かりした資金によりサステナブルな投融資（持続可能な地域社会の実現や農業の発展に資する投融資）を実行します

・2022年度～2023年度取組実績：162億円

一当会のサステナブル投融資とは以下のものを指します

「グリーンローン」「グリーンボンド」「サステナビリティ・リンク・ローン」
「サステナビリティ・リンク・ボンド」「トランジションファイナンス」
「その他環境・社会課題解決に貢献する投融資」

取組 2

コンサルティング機能の発揮に基づく 地域課題の解決支援 テーマ2 テーマ3

◆金融機関としてのコンサルティング機能およびJAグループとしてのつながりを活かし持続可能な地域づくりに資する支援を行います

・2022年度～2023年度取組実績：63件

一当会のコンサル機能発揮に基づく地域課題解決支援とは以下のものを指します

「ビジネスマッチングによる販路もしくは仕入先の拡大等支援」「創業支援」
「事業承継支援」「地域創生支援」「その他コンサルティング機能の発揮による支援」

取組 3

管理職に占める女性比率の向上 テーマ4

◆多様性を持ったアイデアの創出を目指し、女性の主体的なキャリア形成支援と能力発揮に向けた人材育成を実践します

・2023年度末実績：12.2%

（長野県信連SDGs宣言時点〔2022年5月〕：7.8%）

長野県SDGs推進企業として活動

◆SDGsを事業活動に取り入れ、長野県におけるSDGs普及促進の一翼を担うことを目的に、「長野県SDGs推進企業」として活動しています。

一長野県SDGs推進企業登録制度

- ▶SDGsのゴール等につながる具体的な取組を提示し、提示内容を踏まえ具体的なアクションに取り組む企業等を登録する制度。2024.4.30現在2,320者が登録しています。
- ▶公式サイト：NAGANO SDGs BUSINESS PORTAL 長野県公式 長野県SDGs推進企業情報サイト（nagano-sdgs.com）



内部統制基本方針

当会は、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性確保のため、以下の方針を定め取り組んでいます。

内部統制基本方針

長野県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定する。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「法令等遵守（コンプライアンス）基本方針」を制定し、基本方針のもと「行動憲章」、「理事の行為規範」、「職員の心得」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2)理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、「コンプライアンス委員会」等の会議体にて検討・審議し、重要事項の決定にあたっては、「経営管理委員会」または「理事会」に付議する。
- (3)コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
- (4)「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6)財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- (7)お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1)理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2)サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- (3)業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理組織体制と仕

組み等を定めた「リスク管理基本方針」を制定する。

- (2)管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理の統括部署を設置し、「リスク管理委員会」をリスク管理にかかる協議機関とし、役割・責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3)種々のリスクを計量化したうえで、その合計額を自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4)農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5)大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2)理事会の意思決定を効率的に行うため、理事が招集または経営課題等について付託した事項を協議する会議体を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
- (3)役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1)当会の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定める。
- (2)円滑なグループ運営を図るため、当会と各グループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1)当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2)内部監査は、当会および業務監査に関する合意書を締結するグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3)監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事長および理事会に報告し、理事長は年度内部監査実施状況の概要を経営管理委員会へ報告する。
- (4)監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1)監事の職務遂行を補助するため、監事業務に関する事務および指示する事項にかかる業務に従事する専任の職員を配置する。

- (2)専任の職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- (3)専任の職員の人事異動等については、常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1)理事は、当会および当会グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
- (2)コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3)監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4)主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を、監事の閲覧に供する。

9. 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事はその職務の執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1)監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議体に出席して、意見を述べることもできるものとする。
- (2)代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3)理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4)その他、理事および職員は、「監事監査規程」および「監事職務にかかわる諸細則」に定めのある事項を尊重する。

リスク管理の状況

リスク管理体制

リスク管理基本方針

不安定な海外情勢の長期化、日銀のマイナス金利政策の解除や歴史的な円安水準等の市場環境の変化、さらにはサイバー攻撃の深刻化等、当会を取りまく環境は刻一刻とそして急速に変化しています。こうした環境下、当会は、利用者保護の立場を堅持し、会員・利用者のための地域金融機関、また、長野県JAバンクの一員として健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

このため、当会は、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な枠組みを通じて、リスク管理体制の充実・高度化に努めています。

●リスクの種類と定義

リスクの種類と定義	
市場リスク	金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	事務リスク
	法務リスク
	システムリスク
	人的リスク
	有形資産リスク
その他、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスクがあります。	

統合的なリスク管理態勢

当会では経営の健全性を確保するため、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクを、一定の前提で計量化し、自己資本額に見合ったリスク量にコントロールするための「経済資本管理要綱」を制定し、統合的なリスクの把握と管理に努めています。

●各リスクの管理

【市場リスク管理】

当会は、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しています。このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、市場統合VaR等によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは過去の一定期間（観測期間）のリスクファクターの変動データに基づき、将来のある一定期間（保有期間）のうち、ある一定の確率（信頼水準）の範囲内で金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的手法で推定したものです。

【信用リスク管理】

当会は、信用リスクを優良貸出資産形成にあたっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定め、与信内容の健全性・安全性確保のための適切なリスク管理を行っています。与信集中を回避するために毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別および運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてのモニタリングを実施、さらに信用リスクポートフォリオのリスク量について計測し、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

〈融資審査体制〉

当会は、地域金融機関として地域経済の高度化・多様化する資金ニーズに対応するため、農業・観光産業をはじめ広い分野にわたる融資審査ノウハウを蓄積・強化し、地域貢献を果たすべく取り組んでいます。

第一次審査機能を有する営業店が受け付けた案件を、営業部門から独立した部署であるリスク統括部（審査セクション）が専任審査役制によって厳正な融資審査を行っており、資産の健全化を図るための重層的なチェック体制・リスク管理態勢を整えています。

また、信用リスク管理の高度化と貸出資産の健全性を確保するために「信用格付システム」、「自己査定システム」、「不動産担保評価システム」等を含む「融資総合支援システム」を導入し、厳正な信用格付と自己査定を実施しています。

【流動性リスク管理】

当会は、流動性リスクを業務の健全性および適切性の観点から重要なファクターと位置付け、「流動性リスク管理要綱」を定め、適切なリスク管理に努めています。資金繰りリスクは業務継続およびポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対する適切なコントロールを行っています。また、有価証券運用にあたっては、アセットクラスによって異なる市場流動性リスクについて、市場ポートフォリオ運営の一環として管理を行うこととし、具体的な投資方針決定の際に市場流動性を含めて検討を行っています。

【オペレーショナル・リスク管理】

当会は、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをオペレーショナル・リスクとし、事務リスク・法務リスク・システムリスク等の個々のリスクについて発生する可能性を極小化することを目的に、要綱等を制定し適切な管理を行っています。

●事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」を定め適切な管理を行っています。

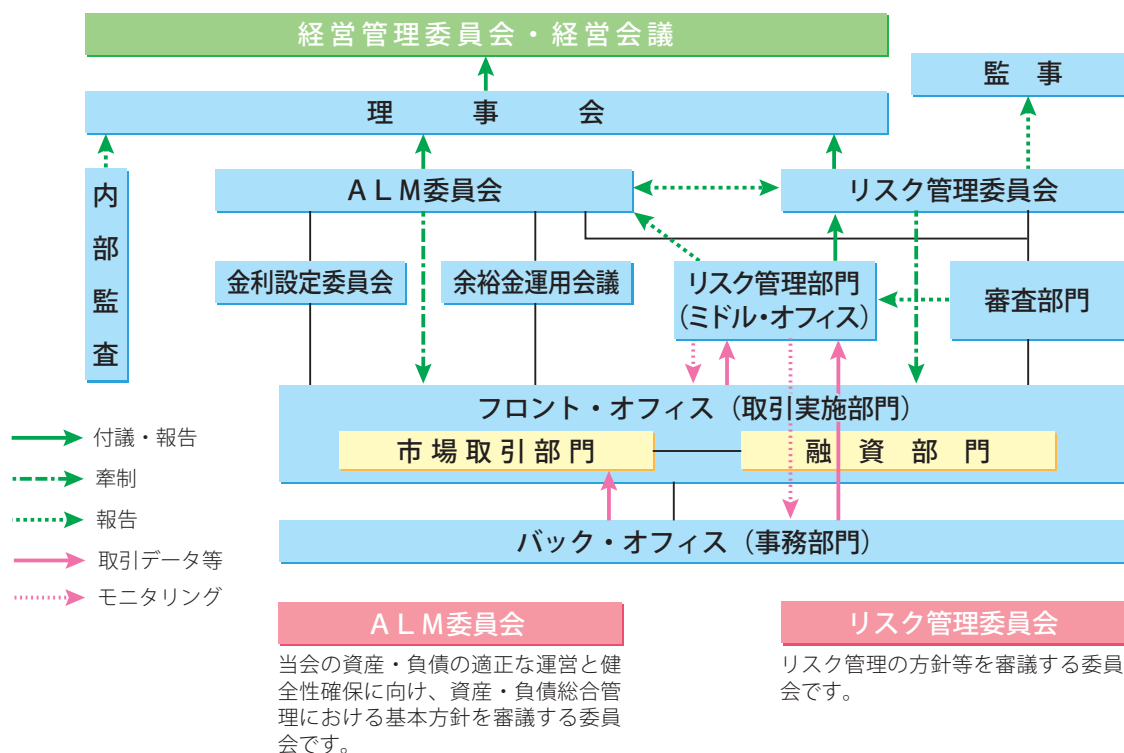
●法務リスク管理

当会の業務等に関連する法令等を把握したうえで規程類を制定し、また、法令等の改廃や環境の変化に応じて随時、規程類を改廃するための「法務リスク管理要綱」を定め適切な管理を行っています。

●システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故、犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

リスク管理体制図



当会のリスク管理体制を上記の【リスク管理体制図】のとおりとし、資産・負債の総合管理、各種リスクの管理、測定、モニタリング等を行っています。また、組織機構をフロント・オフィス（取引実施部門）、ミドル・オフィス（リスク管理部門）、バック・オフィス（事務部門）に分離して位置付けることにより、相互牽制機能が十分に発揮される体制を構築しています。

法令遵守体制

法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会は、経営を取り巻くさまざまな環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上に揺るぎない地域社会からの信頼を確立していくため、法令等遵守（コンプライアンス）基本方針を策定しています。

法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、管理本部長（代表理事専務）を「コンプライアンス統括本部長」とし、コンプライアンスの推進を行うため各部署に「コンプライアンス責任者」・「コンプライアンス担当者」を設置し、コンプライアンス統括部署と連携して、当会の業務運営や役職員の行動がコンプライアンスに基づき具体的に実践されるよう、コンプライアンス態勢の日常的運営に努めています。

このため役職員の行動規範や遵守すべき法令等の解説等を取りまとめた手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプライアンス実現に向けた実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度策定して、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識の向上を図るため、啓発・教育研修活動に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の防止および反社会的勢力等への対応

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じるとともに、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対して確固たる信念を持って排除する姿勢を堅持するため、以下の方針を定め取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

利用者保護等の体制

利用者保護等管理方針

利用者保護等管理については、当会の業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識し、「利用者保護等管理方針」をはじめ利用者保護等管理規程類を策定して、当会業務の利用者の保護および利便の向上に努めています。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの問い合わせ、相談、苦情および紛争については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応および金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本的事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供する等、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

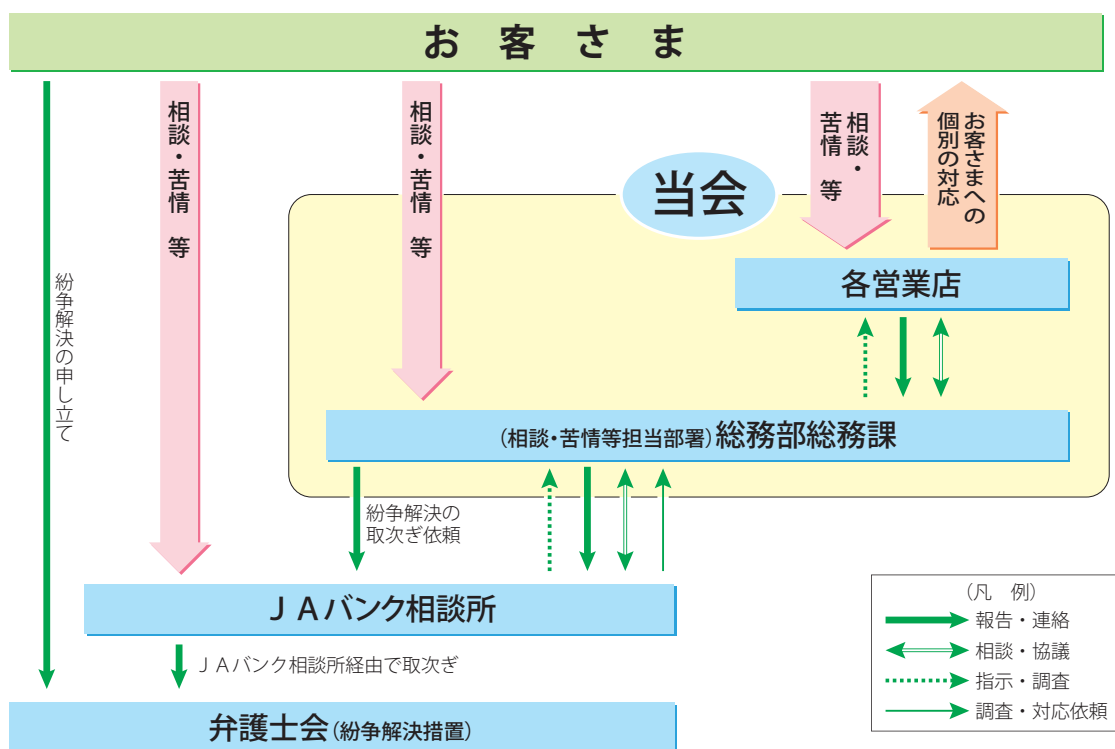
金融ＡＤＲ制度への対応

●苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図っています。

●苦情等受付・対応態勢

当会は下図のとおり、お客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。



●当会の苦情等受付窓口

【当会営業店窓口】

本店営業部 ☎026-236-2110
 松本営業部 ☎0263-35-3125
 飯山事務所 ☎0269-62-3101

【相談・苦情等担当部署】

総務部総務課 ☎026-236-2058

〈受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）〉

当会の苦情等受付窓口のほか、ＪＡバンク相談所でも苦情等をお受けしています。

ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所） ☎03-6837-1359

〈受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）〉

●紛争解決措置の概要

苦情等のお申し出については、当会が対応いたしますが、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用いただけます。

東京弁護士会 紛争解決センター ☎03-3581-0031

●受付時間：
午前9時30分～12時、午後1時～4時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）

第一東京弁護士会 仲裁センター ☎03-3595-8588

●受付時間：
午前10時～12時、午後1時～4時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）

第二東京弁護士会 仲裁センター ☎03-3581-2249

●受付時間：
午前9時30分～12時、午後1時～5時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く※）
※詳しくは弁護士会にご確認ください。

上記弁護士会の利用に際しては、当会相談・苦情等担当部署またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。
なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）には直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
例えば、お客さまは、長野県弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、埼玉県弁護士会や愛知県弁護士会等の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

情報セキュリティ基本方針

当会では、会内の情報およびお預かりした情報の適切な保護・管理・利用は極めて重要な経営課題であると認識し、情報セキュリティ管理態勢の基本方針として「セキュリティ基本方針」を策定して、適切な情報の管理に努めています。

セキュリティ基本方針

当会は、利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および行政庁の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの運用管理にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会業務に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法その他の関連法令等を遵守し、個人情報および特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を適正に取り扱うための「個人情報保護方針」を策定するとともに、安全管理について適切な措置を講じ、漏えい事故の防止等に努めています。

個人情報保護方針

長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
長野県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 佐藤 卓治

長野県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置

を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3

長野県信用農業協同組合連合会 総務部 TEL 026-236-2058

貸出運営に対する考え方

当会は、金融業務の公共性に鑑み、金融機関が担う社会的機能を果たすとともに、県下系統信用事業の中核的機関として会員・組合員・地域の負託に応えています。

また、長野県農業と地域産業の維持・発展に資するべく、法令等の遵守および利用者保護等を基本に据え、適切な貸出運営に努めています。

クレジット・ポリシー（融資理念）

法令等の遵守および経営理念を基本とした融資業務を通じ、地域金融機関としての社会的責務を果たすことを目的とした融資業務取組方針を「クレジット・ポリシー（融資理念）」として制定しています。

クレジット・ポリシー（融資理念）

1. 農業・地域への貢献と融資の対象

- (1) 融資業務を通じ、農業ならびに地域産業の発展と、環境への配慮を踏まえた安全安心な生活・地域づくりに貢献する。
- (2) 農業協同組合金融機関として、この会の会員、その傘下の組合員、農業関連企業、ならびに当会の公共性および社会的責任を踏まえ、妥当性を有する企業等を融資の対象とする。

2. 健全な融資慣行の確立

- (1) 取引先とは信頼と節度ある関係の構築に努め、取引先と当会相互の成長発展に寄与する融資を行う。
- (2) 金融機関としての公共性および社会的責任を認識し、コンプライアンスを踏まえ、反社会的勢力を排除した誠実かつ健全な融資を行う。
- (3) 取引先等に対しては、適切な説明責任を果たすとともに、優越的な地位を濫用した不公正な取引等は行わない。
- (4) 融資条件の設定にあたっては、取引先の返済能力等を踏まえた客観性・妥当性のあるものとし、過度に担保・保証に依存した融資は行わない。

3. 資産の健全性確保

- (1) リスク管理基本方針等に基づき、適切な信用リスク管理に努め、信用格付の精緻化・高度化を図ることにより貸出資産の健全性確保に努める。
- (2) 貸出資産が固定化することのないよう流動性に配慮しつつ、適正で安定的な収益を確保する。
- (3) 与信集中リスクを回避するため、クレジット・ガイドラインを設定し遵守する。
- (4) 取引先の経営状況を継続的に把握し、問題債権の発生未然防止に努めるとともに、適切な経営支援策等を講ずることにより、その早期解消に努める。

地元企業再生支援に向けた取り組み

地域金融機関として、企業、事業者の方々に対する経営改善支援に取り組んでいます。

なお、中小企業・小規模企業者等につきましては、金融円滑化にかかる基本的方針に則り、事業の特性を勘案しつつ、関係機関と連携し、積極的に再生支援に取り組むよう努めています。

内部監査体制

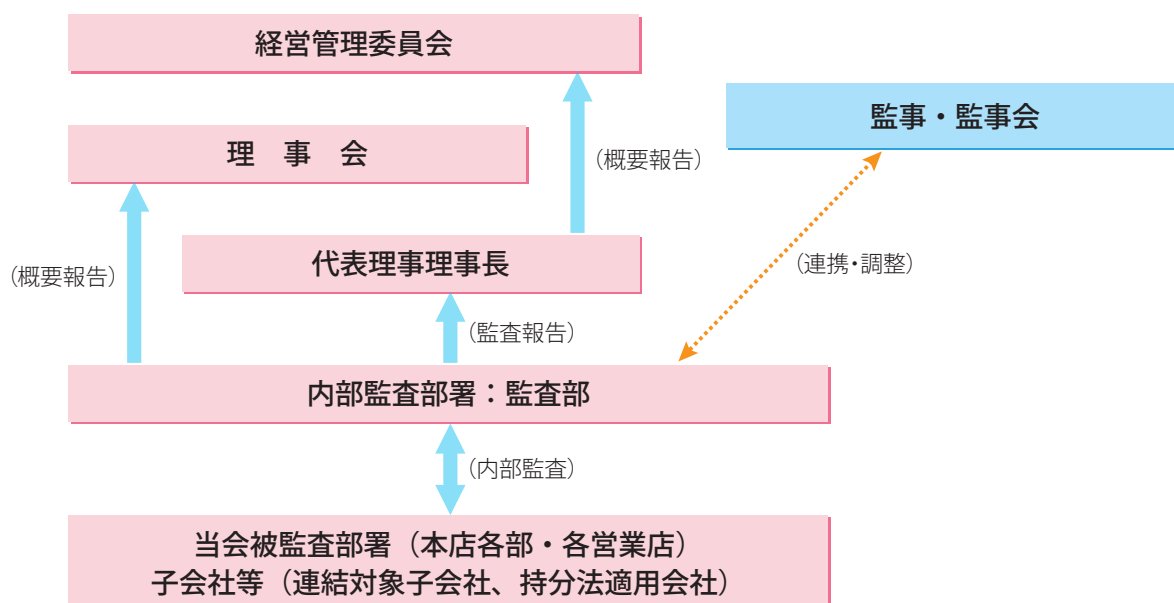
当会では、内部監査部署として被監査部署から独立した「監査部」を設置しています。監査部では、経営諸活動の全般にわたる管理運営の制度および業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、内部監査結果の報告および改善・合理化への助言・提案等を通じて、経営の健全性の確保、業務運営の適切性の維持・向上に努めています。

内部監査は、当会の業務全般および連結子会社等の業務を対象として、年度の内部監査方針および内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事理事長に報告したのち被監査部署に通知され、定期的に被監査部署の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告しています。

監査部は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を通じて効率的で実効性ある内部監査に努めています。

内部監査体制図

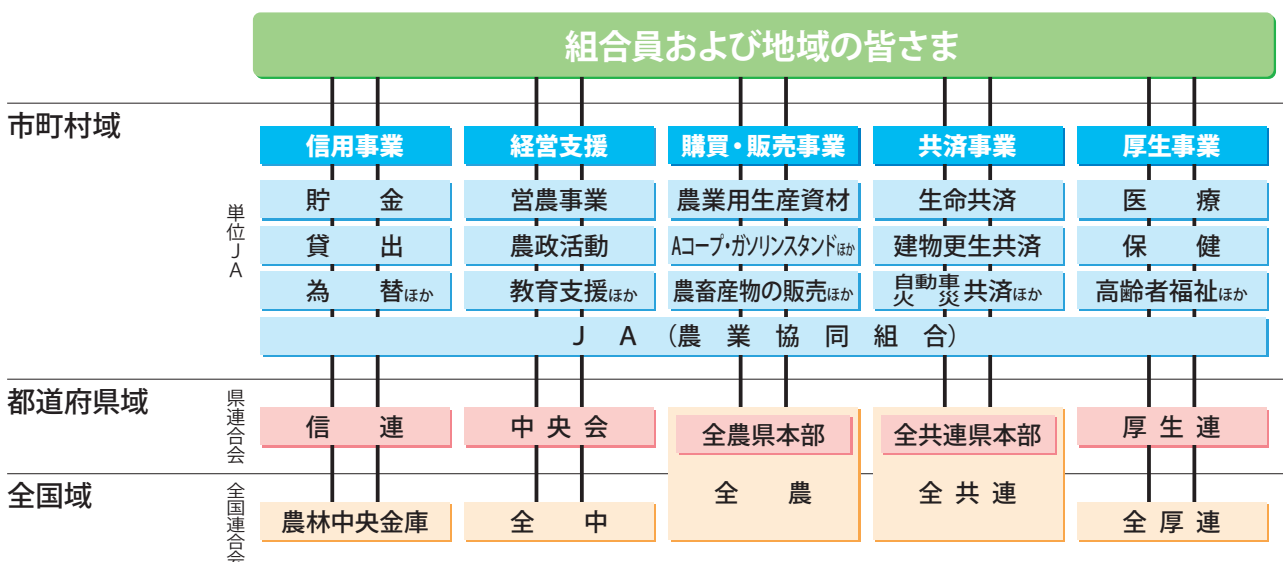


JAグループ・JAバンクシステム

JAグループの仕組み

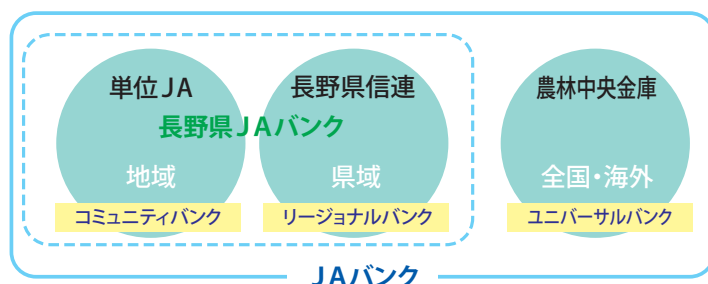
各市町村のJAでは、指導・購買・共済・厚生等の事業とともに貯金をはじめ、融資や振込・口座振替等の信用事業を行っています。

信連は、単位JAが行っている信用事業の都道府県段階の組織です。各JAの活動をサポートするとともに、より広いエリアでの金融サービスを提供しています。



長野県JAバンクの仕組み

長野県JAバンクでは、JA・信連が一体となって、組合員・地域利用者の皆さまに「便利」で「安心」な金融機関としてご利用いただけるよう努めています。また、商品・事務の統一化に取り組み、業務の効率化と堅確性の向上を図っています。



長野県内JA決算時の概況（令和6年2月末現在）

組合員数	312,519人
〔正組合員〕	157,058人
〔准組合員〕	155,461人
単位JA数（総合農協のみ）	14組合
年度末貯金高（総合農協のみ）	3兆4,413億円
自己資本比率（総合農協平均）	18.86%
不良債権比率（総合農協平均）	2.17%
（金融再生法開示債権ベース）	

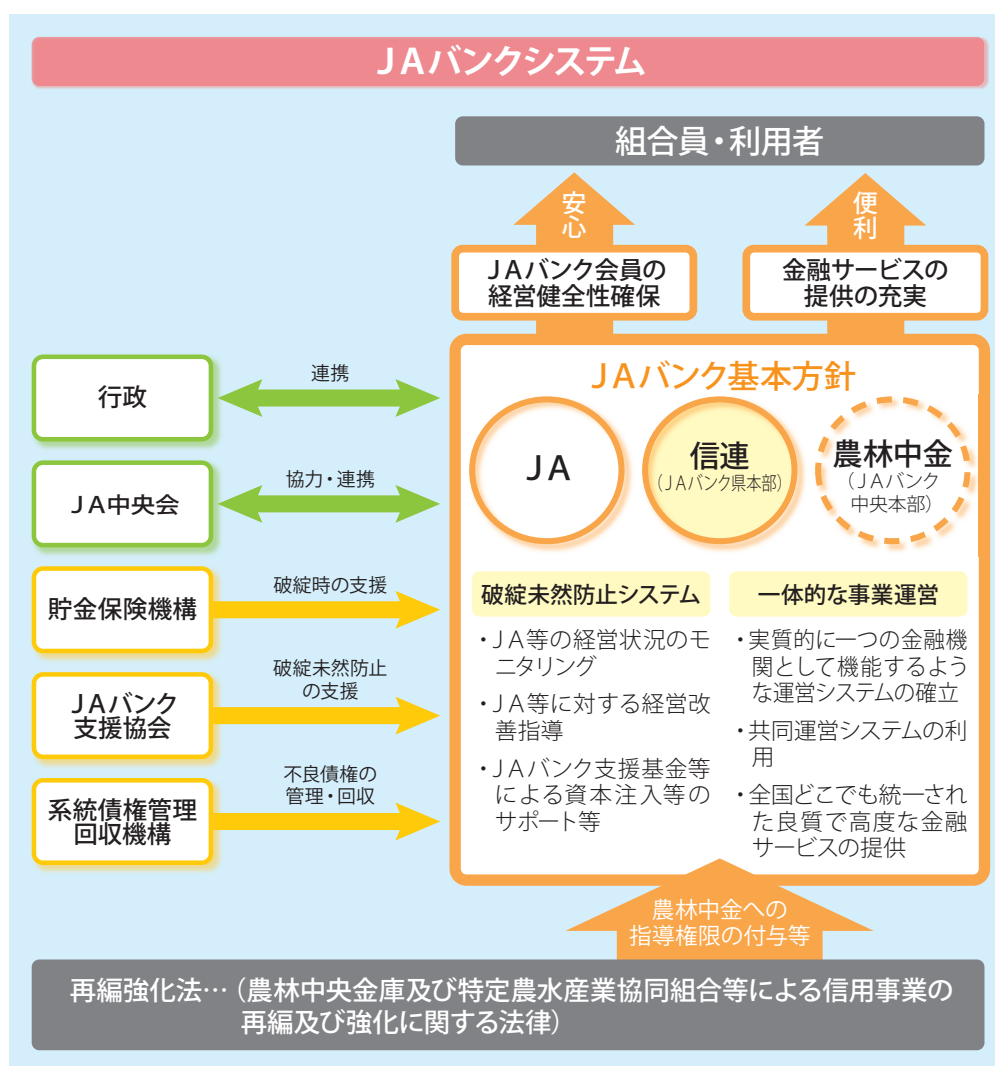
農林中央金庫格付（令和5年9月30日現在）

格付機関	格付種類	ランク
S & P グローバル レーティング社	長期債務格付	A
	短期債務格付	A-1
ムーディーズ社	長期債務格付	A1
	短期債務格付	P-1

JAバンクシステム

組合員・地域の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと、平成14年1月に「JAバンク基本方針」を策定しています。

この「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的な事業運営」の2つの柱で成り立っています。



「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。個々のＪＡの経営上の問題点の早期発見・適切な改善に向け、長野県ＪＡバンク県本部においては「実質自己資本比率8%以上」という基準を設定し、県内ＪＡの健全性・安全性を維持しています。

破綻未然防止システム

(実効性のある破綻未然防止策)

Point-1

経営状況をチェック（モニタリング）

個々のＪＡの業務体制や財務状況等についてＪＡバンク中央本部・県本部がチェック（モニタリング）を行います。これにより問題点（改善を要する事項）を早期発見します。

Point-2

経営改善への取り組み

モニタリングの結果、業務体制や財務状況等の問題点がある場合、一定の基準に基づき資金運用制限を行いつつ、改善に向けた取り組み（計画の設定・遂行）を行います。ＪＡバンク中央本部・県本部は中央会と連携し、その取り組みをサポートします。

Point-3

指定支援法人（ＪＡバンク支援協会）によるサポート

ＪＡが上記の経営改善への取り組みや事業運営形態の見直し（事業譲渡、合併等）を行う場合、全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、必要なサポート（資本注入や資金援助等）を行います。

「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえでＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでいます。

「ＪＡバンク・セーフティネット」

ＪＡバンクでは、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度※」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。この2重のセーフティネットにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心を届けています。

※貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）とは、農水産業協同組合が貯金等の払い戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることにより、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

事業の概況

経営環境

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、多方面における制約が解除されたことから、インバウンド需要の回復等、経済活動の正常化が進んだ年となりました。

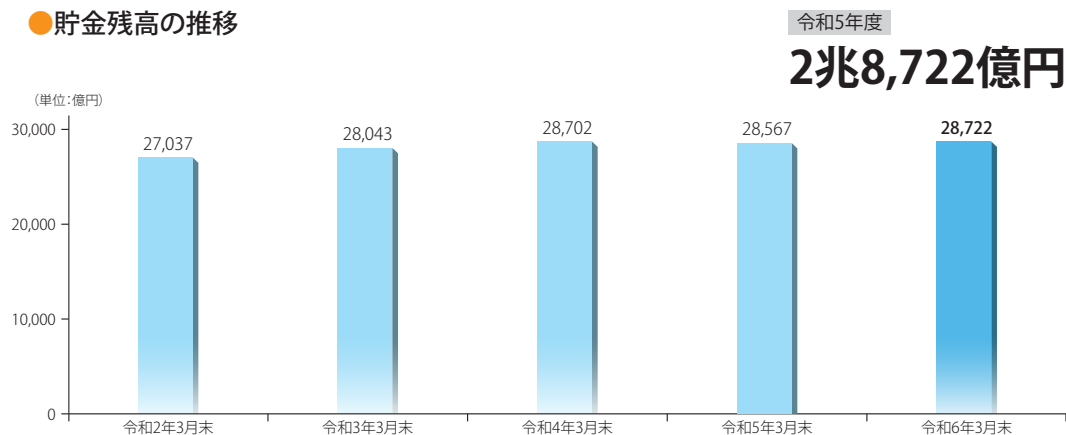
また、多くの企業で為替動向等によるコスト増を価格に転嫁する動きが見られ、大手企業においては高い水準での賃上げも実現しました。さらに、令和6年3月には、企業の好調な業績や変革への期待等を背景に、日経平均株価が4万円を超え、史上最高値を更新しました。

業績

貯金

当会の貯金は、JAからの貯金預入に加え、地方公共団体や大口法人取引先等から貯金獲得に取り組みました。その結果、令和6年3月末の残高は2兆8,722億円（前年比0.5%増）となりました。

●貯金残高の推移

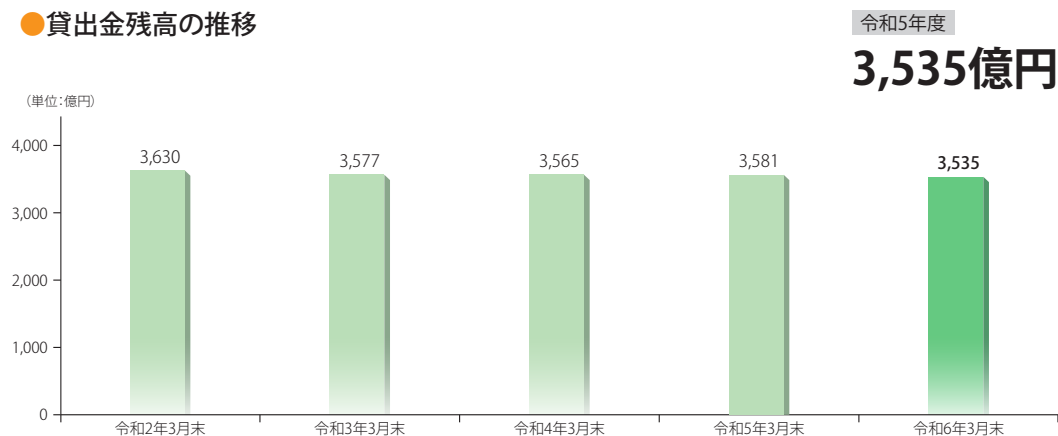


貸出金

経済動向の影響を受ける取引先の資金繰り支援等に努めるとともに、当会の強みを活かすべく、農業関連の産業を中心に、成長支援と金融仲介機能の発揮、および利回りを意識した貸出資産の質の向上に努めました。

その結果、令和6年3月末残高は3,535億円（前年比1.3%減）となりました。

●貸出金残高の推移

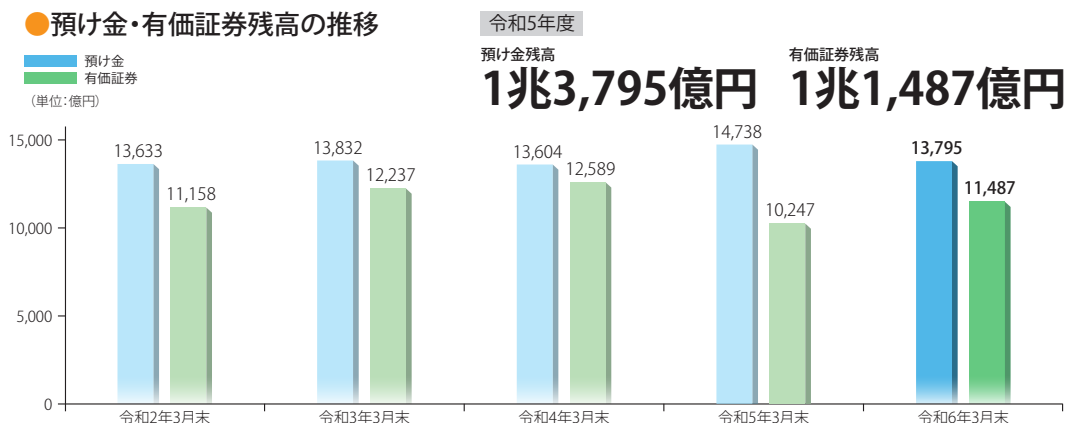


預け金、有価証券

A L M委員会協議を踏まえ、投資環境の変化に応じた最適なアセットアロケーション（資産配分）の実践と計画目標利益の実現に向けて、収益性、安全性および流動性の確保に努めながら、断続的にポートフォリオ全体の体質改善に取り組みました。

その結果、令和6年3月末の預け金残高は1兆3,795億円（前年比6.4%減）、有価証券残高は1兆1,487億円（前年比12.1%増）となりました。

● 預け金・有価証券残高の推移

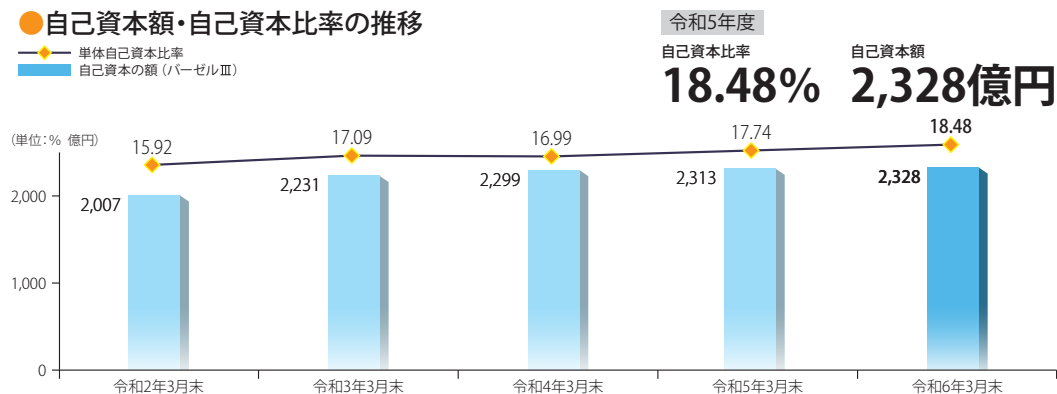


自己資本比率（単体）

会員への安定・持続的な還元に必要な収益とこれを確保するためのリスクテイクに必要な自己資本（量・質）の増強に努めました。

その結果、法定自己資本比率は、18.48%となりました。

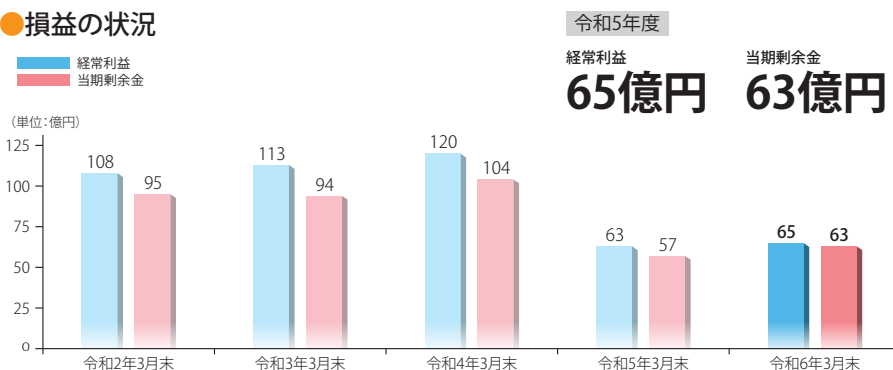
● 自己資本額・自己資本比率の推移



損益の状況

経常利益は前期比2億円増加の65億円、当期剰余金は前期比6億円増加の63億円となりました。

● 損益の状況



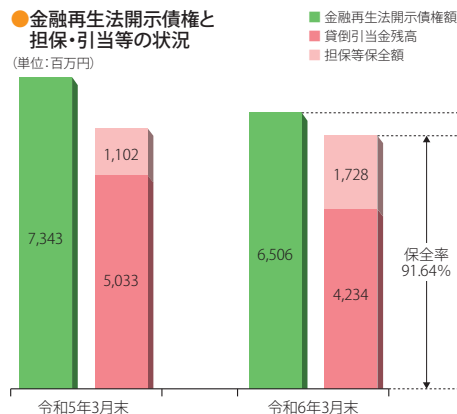
不良債権処理の状況

金融再生法開示債権（除く正常債権）6,506百万円のうち、担保・保証付債権額は1,728百万円、貸倒引当金残高は4,234百万円となっています。

自己査定		金融再生法に基づく開示債権	
破綻先	247	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	287
実質破綻先	40	危険債権	4,629
破綻懸念先	4,629	要管理債権	1,588
要管理先	2,246	三月以上延滞債権	—
その他の要管理先	8,332	貸出条件緩和債権	1,588
正常先	339,772	正常債権	348,763
合計	355,269	合計	355,269

●金融再生法開示債権と担保・引当等の状況

(単位:百万円)



●自己査定における債務者区分

- ①破綻先・実質破綻先…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先および実質的に経営破綻に陥っている先
- ②破綻懸念先…今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
- ③要注意先…今後の管理に注意を要する先（要注意先は、その債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が3カ月以上延滞債権または貸出条件緩和債権である「要管理先」と、要管理先以外の要注意先に属する「その他の要注意先」に区分されます。）
- ④正常先…業況が良好であり、かつ財務内容にも問題がないと認められる先

●金融再生法に基づく開示債権区分

- ①破産更生債権および…破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権に準ずる債権
- ②危険債権…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③要管理債権…農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
- ④三月以上延滞債権…元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないもの
- ⑤貸出条件緩和債権…債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないもの
- ⑥正常債権…債務者の財政状態および経営成績に特に問題ないものとして、①②④⑤に掲げる債権以外のものに区分される債権

県域における業務の効率化、高度化

当会では、県域として、ＪＡにおける資産形成・資産運用業務の取組強化支援やローン・為替決済の各業務について、県域センターによる業務の集中・効率化、高度化を図っています。

資産相談センター業務

お客さま一人ひとりのライフプランに寄り添ったサポート・提案の実現に向けて、ＪＡにおける「資産形成・資産運用」「年金」「相続対策」についての相談機能を強化するため、ＪＡの人材育成やお客さまのニーズに応える商品・サービスの企画、年金や相続対策の相談会・セミナー等を行っています。

また、日々高度化・専門化するお客さまの悩みや不安にお応えできるよう、専門家と連携した対応も行っています。

ローン事務サポートセンター業務

長野県ＪＡバンクホームページにローンの申込窓口を設け、ＷＥＢからお気軽にお申込みいただけるシステムを構築しています。お客さまからお申込みいただいたローンは、当会のローン事務サポートセンターにて、申込情報等のシステム入力 of 集中化を行っています。

同センターシステムによる稟議書・契約書の作成支援やオペレーション支援により、県内ＪＡにおけるローン事務の効率化を実現しています。

事務集中センター業務

長野県ＪＡバンクでは、効率化経営の一環としてバックオフィス機能を集約することにより事務の効率化・集中化、決済機能の高度化を図っています。

- 為替イメージ・ＯＣＲシステム**：県内ＪＡ窓口で受け付ける振込依頼書の画像を当会のＯＣＲセンターが受信し、データ変換処理することにより正確かつ効率的に振込手続を行っています。
- 電子交換所業務**：県内ＪＡ扱いの手形・小切手を当会事務集中センターに集約し、券面のデータ化、要件確認、電子交換所とのデータ送受信等を行い、安全で迅速な手形の電子交換を実施しています。
- 口座振替依頼書管理システム**：口座振替依頼書の受付・管理・保管業務を、当会の登録センターがＪＡ窓口で代わり一括処理し、受付手続の効率化と事務処理のスピードアップを実現しています。引き続き貯金者と口座振替実施企業に対し、より迅速・確実なサービスを提供してまいります。
＊一部対象外の口座振替依頼書があります。
- 公金イメージ処理システム**：ＪＡ窓口で受け付けた公金・公共料金等を、事務集中センターで集中して処理しています。ＪＡから送付された納付書類をＯＣＲ装置によりデータ変換し、正確かつ効率的な収納処理を行っています。
＊一部対象外の納付書類があります。

トピックス

「長野県」JAバンク家族への手紙キャンペーン」手紙発送式を開催

10年後の大切なあなたへ。長野県JAバンクでは2013年（平成25年）に、お客さまがご家族やご自身に宛てた手紙を大切にお預かりし10年後にお届けする、「家族への手紙キャンペーン」を実施しました。

このたび、その「10年後」を迎え、お預かりした516通の手紙を皆さまのもとへお届けするにあたり、令和5年11月19日の家族の日にあわせ手紙発送式を開催しました。

キャンペーンに参加された4組のご家族にも出席いただき、当時の思い出を振り返りながら手紙をお受け取りいただきました。出席者からは、「すごくうれしい、宝物ですね」と感激の言葉をいただきました。



地域活性化応援定期貯金「未来の恵®」における寄付を実施

当会では、経営理念として掲げる「いのちを育む農業を基本に据え、安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します」を実現するため、当会のお客さまを対象に、地域活性化応援定期貯金「未来の恵®」を募集（令和5年3月1日～12月29日）しました。

この商品を通じて、地域の未来を牽引する「無限の可能性を秘めたこどもたち」を、「食」と「農」の分野において支援するため、受入総額の0.02%相当額を社会福祉法人長野県社会福祉協議会、公立大学法人長野県立大学へ寄付しました。（寄付実施日：令和6年2月28日）



能登半島地震被災地に対する移動金融店舗の派遣

JAバンクでは、東日本大震災を経て、組織全体での業務継続態勢構築の必要性を認識するなか、農村・地域の基盤維持に資する金融サービスの提供や地域貢献、広域災害発生時の金融機能維持（BCP）の観点から、移動金融店舗車両（以下「移動金融店舗」という）の導入を進めてきました。

長野県JAバンクでは、県内の8つのJAに計9台の移動金融店舗が導入されており、通常時は各JA管内にて金融サービスを提供しています。

このたび、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、石川県のJAから農林中央金庫を通じて災害派遣の要請がなされ、長野県内で唯一2台の移動金融店舗を保有し、発生当初から派遣に前向きであったJA上伊那より、令和6年2月1日から3月6日まで1台の移動金融店舗が派遣されました。

派遣期間中は、被災地の現地JAの移動金融店舗と2台体制で、入出金取引を中心とした金融サービスを提供しました。多くの利用者の資金ニーズに応えることができ、JAバンクのネットワークを活かした災害支援の取り組みとなりました。



当会の考え方

当会は、長野県を事業区域として、県内のＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員の皆さまをはじめ、ＪＡ・農業に関連する企業・団体、県内の地場企業、地方公共団体等の皆さまにご利用いただいております。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

●会員数

(単位：会員)

資格区分	令和5年3月末	令和6年3月末
正会員	35	34
准会員	100	98
合計	135	132

●出資口数

(単位：口)

資格区分	令和5年3月末	令和6年3月末
正会員	21,073,238	21,073,278
准会員	2,983	2,943
合計	21,076,221	21,076,221

地域からの資金調達の状況

当会の譲渡性貯金を含めた貯金残高は、令和6年3月末で2兆8,722億円となりました。

当会では、農家組合員をはじめ地域の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の各種商品の取り扱いをしております。

新生活スタート応援キャンペーン

長野県ＪＡバンクでは、「長野県で働く皆さまに、ＪＡバンクをもっと身近に感じていただきたい」との思いから、令和6年2月～5月の期間中、新たに給与振込の口座指定とＮＩＳＡ口座の開設またはＪＡカードを契約いただいたお客さまを対象に、Ｑｕｏカード5,000円分をプレゼントする「新生活スタート応援キャンペーン」を実施いたしました。



総合事業を活かした商品 懸賞品付定期貯金「Slow風土」

ＪＡ長野県グループでは、「食の安全・安心」をモットーに「食農教育」や「地産地消」の活動に取り組んでおります。長野県ＪＡバンクの「Slow風土」は、豊かな信州の地で地元農家が愛情を込めて作り育てた食材を味わっていただくことで、信州の食と風土にあらためて触れ、親しんでいただきたいという思いから、平成21年より取り組みを継続している商品です。

今後もＪＡ事業の基盤である農業に対して、信用事業を通じたＰＲを行い、長野県の農業を後押ししてまいります。



退職金専用定期貯金「GOGO人生」 年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」

人生100年時代、長野県JAバンクではお客さまのライフステージに合わせた商品として、大切な退職金をお預けいただく「退職金専用定期貯金『GOGO人生』」や、JAでの公的年金受給者・予約者の方を対象とした「年金受給者・予約者専用定期貯金『虎の子』」を用意しております。

また、長野県JAバンクでは、退職金の運用や年金相談等を実施しており、今後も地域に根差した金融機関として、皆さまのセカンドライフを応援してまいります。



県内温泉施設との提携商品「湯遊（ゆ〜ゆ〜）定期積金」

「湯遊（ゆ〜ゆ〜）定期積金」は、「長野県内の温泉等施設をご利用いただき、地域観光の活性化を図りたい」との思いから生まれた特典付き定期積金で、県内JAにて展開しております。ご契約いただいた方に、提携温泉等施設に応じた割引サービスが受けられる利用券を差し上げるもので、利用券は定期積金積立契約期間内に何回でもご利用いただけます。

● 提携温泉等施設

(令和6年4月1日)

北信地区	戸狩温泉、小布施温泉、須坂温泉 等
東信地区	別所温泉、鹿教湯温泉、春日温泉 等
中信地区	大町温泉郷、穂高温泉郷、木崎湖温泉 等
南信地区	上諏訪温泉、蓼科温泉、昼神温泉郷 等



※画像はイメージです

年金キャンペーン

令和6年3月から令和7年2月までの間、新たに県内JAで公的年金のお受け取りを始めた方と、その方を紹介いただいた方のお二人に、「選べるプレゼント」を贈呈するキャンペーンを展開しております。

また、正しい年金記録に基づいた年金をお受け取りいただけるよう、県内4地区に年金相談員を置き、各JAの店舗において年金相談会を開催し、年金記録の確認サービスやお受け取り手続きのサポートを実施しております。

今後も「年金ならJAバンク」と言っていただけるよう、皆さまの充実したセカンドライフのサポートに努めてまいります。



地域への資金供給の状況

皆さまからお預かりしているJA貯金を源とした当会の資金は、農家組合員やJA、事業者、地元企業、地方公共団体等においてご利用いただいております。

貸出金残高

区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
会 員	21,514百万円	20,686百万円
地方公共団体等	53,832百万円	51,344百万円
その他（法人・個人）	282,807百万円	281,509百万円

●制度資金の取扱状況

(令和6年3月末)

資金名	概要	残高 (件数)
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業) 資金	国の施策に基づき、食糧の安定供給・農林漁業の振興・農山漁村の活性化等のために、農林漁業や食品産業への融資を長期かつ低利に行う資金	9,850百万円 (1,291件)
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業) 資金	教育資金（入学資金および在学資金等）を低利にて融資する資金	35百万円 (93件)
独立行政法人 住宅金融支援機構資金	住宅の建設および購入等に必要な資金を長期固定かつ低利にて融資する資金	9,348百万円 (1,001件)
農業近代化資金	施設の設置、農機具・家畜の購入等農業を営む方をバックアップする資金	1,278百万円 (67件)
中小企業融資制度資金	中小企業の皆さまが、事業経営に必要とする資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくための低利融資制度	942百万円 (42件)

※当会が取り扱っている制度資金の一部です。

JA住宅ローンにおける新商品の展開

長野県JAバンクでは、幅広いお客さまのニーズにお応えし、住宅ローンご利用中の健康不安をサポートするため、令和5年10月より団体信用生命共済（保険）（以下「団信」という）の商品性を拡充いたしました。

既に提携しているJA共済連に加え、クレディ・アグリコル生命保険（株）と新たに提携し、これまでの一般団信、三大疾病保障団信、9大疾病補償団信に加え、一般団信（連生タイプ）、がん団信、がん団信（連生タイプ）、三大疾病団信（連生タイプ）、ワイド団信を新たに導入いたしました。

特に、連生タイプの団信は、共働きのご家庭の増加にともない、連帯債務で住宅ローンをご利用いただくご家庭の更なる安心に寄与しております。

長野県JAバンクでは、住宅ローンご利用期間中の安心を団信面からもサポートいたします。

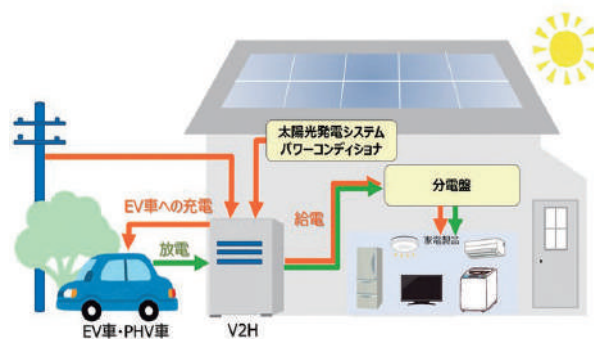


JA住宅ローンにおけるサステナブルの取り組み

長野県JAバンクでは、令和5年4月1日より、脱炭素社会の実現と持続可能な開発目標（SDGs）の達成を金融面で後押しする観点から、電気自動車（EV/Electric Vehicle）の新規購入資金ならびに住宅に設置する充電・給電設備（V2H/Vehicle to Home）の購入・設置費用について、県内JAが取り扱う住宅ローンの資金使途に含めた一括融資を取り扱っております。

また、電気自動車購入資金について新たに「おまとめ住宅ローン」の対象とし、個人のお客さまの月々の返済負担を軽減することで、環境負荷の少ない電気自動車の普及促進と脱炭素社会の実現を後押しいたします。

【参考】「V2H」(Vehicle to Home) の導入事例



お客さま本位の業務運営に関する取組方針

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

ＪＡグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。そのなかで当会は、県内各地区単位のＪＡが行っている信用事業の県域段階組織として、県下ＪＡの活動をサポートするとともに、より広いエリアでの金融サービスを提供する使命を担っております。

当会では、この理念および使命のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当会のみならず、県下ＪＡの本所所管部を通じたサポート、情報提供を通じて県下ＪＡの組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するとともに、当会を直接利用するお客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) 当会で定める会議体規程に基づく商品設計委員会を開催し、当会の投信窓販業務の商品選定・評価・決定・見直し、県下ＪＡの投信窓販業務方針に関する事項を協議のうえ最適な商品を提供しております。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 長野県ＪＡグループにおいて、ＪＡの補完機能的な役割を担う当会としては、お客さまの太宗が法人顧客であり、個人のお客さまは貯金、貸出のお取引のある法人関連（代表者や従業員）、ＪＡグループ内の県域組織関連の職員等のお客さまが中心である特性を踏まえ、当会自身の個人のお客さまに対しては一段の注意を払い、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的をヒアリングすることを第一義に、そのヒアリング結果に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- (2) お客さまの投資判断に的確・迅速に対応できるよう商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、特に明瞭簡潔にお示しできるよう、「販売用資料」「重要情報シート」や「交付目論見書」を活用し、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、当会規程に定める「利益相反管理方針」および「自己取引承認事務手続」に基づき取引の様態・規模・金額等による制限なく、適切に管理し、お客さまの保護を適正に確保します。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 県下ＪＡの指導機関として、より良い提案を行うための人材育成について、年間を通じた研修会や研修コンテンツを充実させ、当会および県下ＪＡ職員のスキルアップ、能力向上に努めてまいります。また、人材育成における県域独自プログラムを構築し、継続的に人材育成を図ってまいります。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

災害等に対する緊急時対応

ＪＡ長野県グループでは、凍霜害、降雹害および大雪被害等の自然災害により被害を受けられた皆さまに対し、一日も早い復旧・復興のための支援に取り組んでまいりました。

またＪＡバンクでは、県内農業者の皆さまに甚大な影響を及ぼしている農業生産資材等の価格高騰に対しても、助成事業の実施や融資商品の創設等による支援に取り組んでおります。

自然災害による農業被害

●被災された農業者の皆さまに対する緊急支援

長野県ＪＡバンクでは、被災後の農業復旧・復興を目指す農業者の皆さまに向けた対策資金を用意しております。

令和5年度に発生した大雪被害、凍霜害、降雹被害および能登半島地震に際し、県内ＪＡおよび当会に相談窓口を設置するとともに、被災された農業者の皆さまに低利でご利用いただけるＪＡアグリマイティーローン「災害緊急資金」を準備し、支援を実施いたしました。

また、令和5年4月に県内農業へ甚大な被害を及ぼした凍霜害の発生時においては、県・市町村による協力の下、「令和5年度凍霜害対策資金」を創設いたしました。当会は被災農業者に対する保証料の全額助成を実施するとともに、ＪＡ長野県グループの一員として利子補給による支援を実施いたしました。

生産資材等価格高騰対策

●助成金対応

不安定な海外情勢の長期化、外国為替の円安基調等により、県内農業者の皆さまの経営に影響を及ぼしている農業生産資材等価格高騰に対し、当会は農林中央金庫と協調して、「生産資材等価格高騰対策（助成事業）」を実施いたしました。

農業生産資材にかかる費用負担軽減に向けた割引等の事業を実施したＪＡに対し、当会・農林中央金庫が協調して助成を行うことで、農業者の皆さまを間接的に支援いたしました。

令和5年度は各ＪＡより総額約151百万円の助成申請を受け付け、令和6年度に助成を実施する予定です。

●資金対応

農業者の皆さまの持続可能な経営に向けた資金繰り支援を目指して、ＪＡバンク利子補給制度等、各種制度を活用した「生産資材等価格高騰対策資金（融資商品）」を創設し、令和4年度、令和5年度に県内ＪＡで175件、総額953百万円の対策資金の支援を実施いたしました。

地域密着型金融への取り組み

当会は経営理念に基づき、県内JAと一体となり長野県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、引き続き地域金融機関として地域社会、経済の持続的発展に貢献してまいります。

農山村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援への取り組み

●長野県JAバンクの農業者向け資金

長野県JAバンクでは、農業者の皆さまからのお借り入れ相談に対応するため各種農業資金を用意しております。JAプロパー資金としては、幅広くご利用いただける「JAアグリマイティーローン」や農機具・ハウス取得時にスピーディに対応できる「JA農機ハウスローン」、農業経営に必要な運転資金として「農業経営ローン（ゆたか）」等の取り扱いを行っております。

また、農業近代化資金や(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）資金をはじめとする、各種制度資金等の利用促進に向けて取り組んでおり、令和5年度の新規実行額は農業近代化資金1,259百万円、公庫資金2,066百万円となっております。

引き続き農業者の皆さまのニーズ把握に努め、商品力拡充に取り組むとともに、JA全農長野主催の「JA農機・資材フェスタ」等のイベントやマスメディアを通じたPR活動を行ってまいります。それにより、農業者向け資金の円滑な提供を実現し、長野県の農業をバックアップしてまいります。



●担い手農業者へのコンサルティング

長野県JAバンクでは、担い手農業者の持続可能な経営に向けた支援として、担い手コンサルティングに取り組んでおります。担い手農業者の経営課題を可視化するとともに、信用事業と営農・経済事業等が連携し、総合事業体であるJAならではの解決策を提案することで担い手農業者の成長（＝農業所得向上）を支援しております。

担い手コンサルティングは、JA組合員および当会取引先農業者等に対して実施しており、JA・JA全農長野・外部専門家・農林中央金庫・当会等が連携するなか、令和5年度はJA組合員：5先、当会取引先：4先の計9先の担い手農業者に対しコンサルティングを実施いたしました。

今後も、JAグループの事業間連携促進による総合事業体としての強みを発揮し、地域農業に必要とされる組織を目指した取り組みを図ってまいります。



担い手の経営のライフステージに応じた支援への取り組み

●新規就農者支援

長野県JAバンクでは、新規就農者の経営と生活をサポートするため「JA新規就農応援資金」や(株)日本政策金融公庫「青年等就農資金」等、各種新規就農者向け資金の取り扱いを行っております。

●経営不振農家の経営改善支援

長野県JAバンクでは、負債整理資金の対応等、行政および関係機関と連携して経営不振農家の経営再建に向けた支援に取り組んでおります。

経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法への取り組み

●農業融資への利子補給・保証料助成の実施

農業経営の安定化・効率化を金融面から支援することを目的として、JA・当会が融資する農業関係資金のうち、一定の要件を満たす場合において、農業者の金利負担および保証料負担を軽減するJAバンク利子補給事業および保証料助成事業を実施しております。

令和5年度は、3,403件・57百万円の利子補給申請を受けました。また農業信用基金協会への信用保証料助成についても690件・52百万円の申請を受け付けました。

これらの事業を通じて、引き続き農業者の皆さまへの支援に積極的に取り組んでまいります。



●農業法人向け資本供与

当会では、平成22年度よりアグリビジネス投資育成(株)の農業法人に対する資本供与手法の一環である「アグリシードファンド」等の活用促進に取り組んでおり、令和6年3月末基準の投資実績は13件・132百万円となっております。

令和5年度においては、不安定な海外情勢の長期化等による生産資材等価格高騰の影響を受けた農業法人1先に対し「復興ファンド」による新規投資を実施いたしました。



●本業支援への取り組み

当会では、お客さまが直面している様々な経営課題に対して、「食」・「農」・「地域創生」分野におけるJAグループのネットワークおよび公的機関等外部ネットワークを最大限活用し、多様なソリューションをともに考えることで、お客さまの「企業価値向上に資する支援（本業支援）」を行っております。

サポートメニュー

販路拡大支援 ビジネスマッチング



お客さまの新たな販売先開拓や仕入先拡大等、様々な経営課題に対して、ビジネスにおける需要と供給の一致を目指して商談の場の提供を目指します。

不動産マッチング



お客さまの様々な不動産ニーズ（ご購入、ご売却、賃貸など）に応じて、各種ネットワークや提携不動産会社を通じて、不動産にかかるマッチングの実現を目指します。

人材支援



「人手不足」が深刻化するなか、経営課題として「人材の確保」を挙げられる企業が増加している状況にあります。公的機関および提携人材仲介会社を通じて、「人材の確保」に向けた取り組みを進めてまいります。

補助金申請支援 社内規則等作成支援 知的財産権支援



各種補助金申請手続きや社内規則作成などを旨とするお客さまに対して、提携会計事務所と連携した取り組みにより、各種手続き等の作成サポートを行います。

事業承継支援 M&A 廃業支援



事業承継やM&Aなどのお悩みについて、公的機関および提携M&A仲介会社、提携会計事務所等との連携により、円滑な事業承継、M&Aをサポートいたします。

金融支援

リースの活用やクラウドファンディングの活用等のご相談に応じ、提案いたします。

（上記については状況に応じて、「ビジネスマッチング基本契約書」を締結し、サポートをいたします。）

●本業支援の主な取組事例

令和5年8月および11月、「労働力不足」に対する課題解決支援の一環として、県内農業法人とスタートアップ企業のマッチング機会を創出し、農業用AIロボットの実演会を企画・開催いたしました。

このスタートアップ企業は、月面探査技術を応用したAIによる自動走行ロボットを開発しており、収穫物の運搬作業省力化を目指しています。(一社)AgVentureLabが主催するJAアクセラレーターにも採択された企業であり、スタートアップ支援の一環としても取り組みを行いました。

今後も、県内の農業現場に対しスタートアップ等が有する先進的な技術を伝えていくことで、お客さまの経営課題解決を支援してまいります。



事業者向けセミナーの開催

当会では、地域経済の活性化（地域創生）に向け、事業者の皆さまの経営の安定や成長をサポートすべく、各種セミナーを開催しております。

セミナーでは、各種制度や時事問題への対応等、事業者の皆さまの経営に役立つ情報を提供しております。令和5年度は「人手不足対策セミナー」「ChatGPT活用セミナー」等を開催し、多くのご参加をいただきました。

今後も、幅広くお気軽にご参加いただけるよう、対面集合形式に加え、オンライン形式も活用しながら、セミナーのテーマを厳選し、開催してまいります。



事業者向けオンラインセミナー

経営改善・事業再生支援への取り組み

●「信州中小企業支援ネットワーク会議」「信州みらい応援2号ファンド」

「信州中小企業支援ネットワーク会議」の正会員として長野県信用保証協会や長野県中小企業活性化協議会等と連携し、お取引先さまへの円滑な経営支援・再生支援に向けて県内金融機関との連携強化に取り組んでおります。

また、当会を含む信州中小企業支援ネットワーク会議メンバーおよび独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する長野県版の中小企業再生ファンド「信州みらい応援2号ファンド」を活用し、個別貸出先等の経営改善支援・事業再生支援に取り組んでおります。

観光産業活性化に向けた取り組み

平成20年より信州キャンペーン実行委員会に加入し、構成団体の一員として観光の発展に繋がる取り組みを行っております。

また、コロナ禍が収束し観光需要が回復傾向にあるなか、新たな旅行スタイルや需要の変化に対応するため、多くの観光事業者は国内外からのお客さまの受け入れに柔軟に対応する必要があります。当会では、探求的対話を通じた事業性評価に基づく金融対応を行い、県内観光地の面的支援に取り組むほか、各種経営課題に対して提携専門家や長野県よろず支援拠点等と連携し、課題解決に向けた支援に取り組んでおります。

中小企業の経営改善および地域活性化への取り組み

中小企業の経営の改善については、「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、適切な業務遂行に向け、経営改善計画の策定支援や貸出条件の変更、新規貸出対応を行っております。

また、外部専門家・外部機関と連携して、お客さまの経営課題の解決支援を通じ、地域の活性化に取り組んでおります。

●金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業協同組合等を基盤とする協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しております。

平成25年3月末に中小企業等金融円滑化法の期限は到来しましたが、引き続き以下の方針に基づき、金融円滑化の取り組みに努めてまいります。

金融円滑化にかかる基本的方針

1. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談、およびお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。また、お客さまの経験等に応じて、説明を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的、かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
2. 当会は、与信判断にあたって、過去の貸付条件対応等にかかわらず、お客さまの事業の成長性や将来性等を勘案しつつ、実情に応じた検討や判断を行うよう努めてまいります。
3. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に、積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、上記対応のため、各担当者の能力向上に努めてまいります。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のお申込みに、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行う等、連携に努めてまいります。
6. 当会は、金融円滑化にかかる体制として、「コンプライアンス委員会」でその対応を協議・管理するとともに、営業本部長を「金融円滑化管理責任者」とし、さらに、各営業店および関係部署に「金融円滑化管理担当者」を配置して、金融円滑化の方針等の徹底に努めてまいります。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

当会は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを尊重、遵守してまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等のお客さまから資金調達のお申込みをいただいた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証の必要性等を総合的に判断します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまの理解と納得を得ることを目的として、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定につきましては、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないようお客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、解除について適切に検討し判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証履行を万一求める場合には、お客さまの資産状況などを総合的に勘案した上で履行の範囲を決定します。

非対面サービスの取り組み

ＪＡバンクアプリ・ＪＡネットバンク

ＪＡバンクでは、窓口に出向くことなく利用できる便利で安心なサービスを提供し、更なる機能拡充に努めております。

ＪＡバンクアプリは、残高や入出金明細の照会ができるスマートフォン専用のアプリです。積立式定期貯金や定期積金の取り組み状況をグラフで表示する等、わかりやすく親しみやすいデザインで、2021年度グッドデザイン賞を受賞いたしました。

ＪＡバンクアプリの機能としては、払込票決済サービス「Pay B（ペイビー）」を提供しており、払込票のバーコードをＪＡバンクアプリで読み取るにより、税金・公共料金や通販代金などの支払いが可能です。また、通帳レス口座サービスの開始に伴い、紙の通帳の代わりにＪＡバンクアプリで口座の管理が可能となっており、今後もさらなる機能の充実を図ってまいります。

ＪＡネットバンクは、振込・振替などの各種取引ができるサービスであり、新規申込登録の当日より利用可能です。設定の手順も簡単で、利用しやすいサービスとなっております。

ＪＡバンクは、便利で安心なサービスを提供し、より身近に感じていただける金融機関となるよう、取り組んでまいります。



ＪＡネットローン

ＪＡネットローンは、インターネットで24時間365日、気軽に事前申込みができるサービスです。長野県ＪＡバンクでは、ＪＡネットローンで仮申込みをいただいたお客さまに対し、年0.1%の金利軽減を行っております。これまでは「ＪＡネットローンキャンペーン」として期間限定で実施してきましたが、利用者の皆さまにご好評をいただいたことから、令和3年7月より通年で実施しております。



ＪＡバンク投信ネットサービス

少子高齢化、長引く低金利、足下のインフレといった、私たちの生活を取り巻く金融環境の変化に伴い、「資産形成・資産運用」の必要性や、関心・ニーズが高まっております。

長野県ＪＡバンクでは、こうしたニーズに寄り添うコンサルティング業務を強化しつつ、投資に関する十分な知識や経験をお持ちの方や、非対面での取引を希望される方等の利便性向上のため、投信ネットサービスを提供しております。本サービスにより、投資信託口座やNISA口座の開設、投資信託の買付・解約等、一定のお取引を非対面で行っていただけます。

優遇プログラムサービス

令和4年3月より「長野県ＪＡバンク優遇プログラム」のサービスを開始しております。本サービスにより、お客さまのお取引状況等に応じて、コンビニ3社（セブン銀行・イーネット・ローソン銀行）ＡＴＭの入出金手数料が月2回まで無料となります。

また、令和5年6月25日の改正で、優遇プログラムの適用条件に「通帳レス口座」項目を追加し、同サービスの拡充を図っております。



地域へのPRの強化

地域イベントへの参加・協賛

長野県JAバンクでは、JAをより身近に感じ、ご利用いただくためのきっかけ作りとして、各種イベントに参加・協賛いたしました。

●JA農機&資材フェスタ2023

JA全農長野が中心となり開催される「JA農機&資材フェスタ」は、農業機械や生産資材の最新展示・販売を行う、年に一度の大イベントです。当会では、長年にわたり本イベントへの参加を続け、長野県JAバンクの農業資金を積極的にPRしてまいりました。

このたびの開催は、コロナ禍が明けてから初めての開催ということもあり、来場者数は5,000人を超え、会場は活気に満ちていました。

当会は、JAバンクのPRブースを設置し、農業資金の紹介・PR活動を実施するとともに、アンケートにご回答いただいた方に素敵なグッズをプレゼントする等、さまざまなイベントを企画いたしました。（開催日：令和5年7月14日・15日）



●長野県JAバンクカップ SBC長野県少年サッカー交歓会

県内プロサッカーチームの活躍もあり、スポーツを中心とした「地域密着」や「地域活性化」の動きが顕著となっております。近年では少年少女のサッカーチームも増加傾向にあり、さまざまな大会や教室が開催されております。

そのなかでも本大会は50年続く歴史ある大会であり、将来のプロサッカー選手を夢見る小学生たちが熱戦を繰り広げています。

長野県JAバンクでは、平成28年度から本大会の冠スポンサーとして協賛し、スポーツを通じた地域活性化と子どもたちの夢を応援しております。（開催日：令和5年10月28日）



●「知って得する! ライフ&マネープランセミナー」

令和6年1月1日からNISA制度が恒久化される等、資産形成への関心が一層高まるなか、「結婚・出産・マイホームなど、お金の不安を安心に!」をテーマに、JA共済連長野との冠協賛によるセミナー（協力：(株)テレビ信州）を開催いたしました。セミナーではライフイベント等に想定される支出や、目的に応じてお金を色分けすることの重要性を軸に、人生100年時代に向けた保障や資産形成・運用の必要性等を説明し、参加者の資産形成等における日頃の疑問に答える機会となりました。（開催日：令和5年11月11日）



今後も長野県JAバンクでは、幅広いお客さまにご利用いただけるよう、地域イベントへの参加・協賛を通じた積極的なPRに努めてまいります。

長野県 JAバンクオリジナルテレビCMの展開

長野県 JAバンクでは、県統一PRとして各種キャンペーン等を実施し、長野県 JAバンクの利便性や魅力ある商品ラインナップを訴求するとともに、親しまれる「JAバンク」としてイメージアップに取り組んでおります。

特にテレビCMについては、長野県 JAバンクオリジナルCMによるPRを積極的に展開しております。

●ローン



住宅ローン「父篇」



住宅ローン「母と娘篇」



住宅ローン「息子篇」



JAネットローン

●教育カードローン



教育カードローン「Lip+plus 桃太郎の進学篇」



教育カードローン「Lip+plus おおきな夢へ飛翔篇」

●非対面チャネル



非対面チャネル「アプリ篇」



非対面チャネル「総合篇」



非対面チャネル「ネットバンク篇」

●年金



年金ならJAバンク篇

●相続



相続の準備はJAバンク篇

金融教育アニメへの冠協賛

長野県JAバンクでは、JA共済とともに、(株)長野放送制作の子ども向け金融教育アニメ「タメルくんとマモリちゃん～やさしく学ぶお金のこと～」に冠協賛いたしました。

この取り組みは、金融経済教育に貢献することを目的とし、各エピソードを通じて「お金」や「保障」の基礎知識を学べるようにテーマを設定しました。子どもたちだけでなく、親世代にも金融経済について考えていただくきっかけを提供することを目指し放映いたしました。



文化的・社会的貢献活動に関する事項

当会は経営理念に基づき、地域に密着した事業を通じて、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりを目指しております。

地域社会との信頼関係を築き、地域社会の一員としての責任を果たすため、本来の事業活動に加え、地域文化・スポーツ活動への貢献、環境問題にも積極的に取り組んでまいりました。

これからも当会の経営理念に基づき、農村・地域・住民の方々本位のサービスに徹し、地域社会の発展に貢献してまいります。

J Aバンク食農教育応援事業

J Aバンクアグリ・エコサポート基金とJ Aバンクでは、食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕を図り、農業ファンづくりや地域の発展に貢献することを目的として、「J Aバンク食農教育応援事業」に取り組みました。

この取り組みの一環として、「食農教育」「環境保全」「金融経済」をテーマとする小学生向けオリジナル教材本「農業とわたしたちの暮らし」を制作し、県内の全小学校と特別支援学校に寄贈しております。



高校生への金融教育活動

NISA制度の改正等をきっかけに、「投資」を身近に感じる機会が増えるなか、今まで以上にライフプランをイメージした資産管理や、「投資」や「リスク」の正しい理解等、金融リテラシー向上の重要性が増しております。

長野県J Aバンクでは、昨年度に引き続き高校家庭科の金融教育授業に外部講師として参加し、将来に向けた「金融資産としての投資」の正しい理解や「自分自身の成長への投資」の必要性を伝えました。



NPOホットライン信州へのお米の寄贈

長野県J Aバンクでは、県内J Aにおいて特定のローンのご契約等をいただいたお客さまに長野県産米2kgを贈呈するとともに、こども食堂等を運営する団体に同数のお米を寄贈するという企画を実施しております。

令和6年6月15日、長野県内のこども食堂の運営・普及や生活困窮家庭に対し生活必需品支援等を行う特定非営利活動法人NPOホットライン信州（松本市）に対し、長野県産米2kgを722袋（令和5年度に企画を通じてお客さまに贈呈したお米と同数）寄贈いたしました。

なお、この取り組みは令和7年2月まで実施する予定です。



ＪＡにおける地域活性化・地域貢献への取り組みを支援

長野県ＪＡバンクでは、行政や地域関係者との連携を強化し、地域固有の課題やニーズに向き合い創意工夫をもって取り組む施策である「ふるさと共創事業」を展開し、農林中央金庫とともに地域活性化や地域貢献への取り組みを多面的に支援しております。

令和5年度は、ＪＡ佐久浅間・ＪＡ松本ハイランド・ＪＡ洗馬・ＪＡ大北における地域貢献への取り組み（以下のとおり）を支援いたしました。



ＪＡ佐久浅間 ペレット加工装置

ＪＡ佐久浅間

化学肥料高騰への対策や環境負荷軽減の必要性から、地域の堆肥センターに機械散布可能なペレット状に加工できる装置を導入することで、堆肥の活用先を拡大させました。佐久市とも連携協定を締結し、このペレット堆肥の販売拡大を通じて、有機肥料の活用促進、地域循環型農業の進展や食農教育の高度化に取り組んでいます。



ＪＡ松本ハイランド 防災拠点施設
(本所グリーンパル西館・東館)

ＪＡ松本ハイランド／ＪＡ洗馬

太陽光発電設備をＪＡ施設に導入。関係市町村と連携協定を締結し、災害等で地域一体が停電した際も地域住民に電源を供給できる地域防災拠点化を実現させました。



ＪＡ洗馬 防災拠点施設（本所・クレアセバ）

ＪＡ大北

もみ殻の野焼き、養豚場の堆肥臭の双方を改善するために、関係市町村と連携協定を締結し、バイオ炭生産プラントを導入しました。今後は、もみ殻をバイオ炭に加工し、土壌改良剤や堆肥の脱臭剤として再利用することで、地域環境に配慮しつつ、循環型農業の進展に取り組んでいく予定です。



ＪＡ大北 もみ殻炭化施設

利用者ネットワーク

日頃、ご利用いただいている皆さまに有益な情報をご提供し、相互の交流を一層深める目的でさまざまな活動を行っております。

共栄会

融資のお取引をいただいている法人の皆さまを対象に、外部より講師を招いての経済セミナー、制度改正等時宜のテーマに沿った実務セミナーを開催しご好評いただいております。

また、親睦会を通じ会員相互の交流によるネットワークづくりのお手伝いをしております。

J A年金友の会

県内J Aで年金をお受け取りいただいている約18万人の皆さまにより組織されているのが「J A年金友の会」です。

J A年金友の会では、旅行、スポーツ等さまざまなイベントを開催して、会員の皆さまのいきがいや仲間づくりのお手伝いをさせていただいております。

特にマレットゴルフは、各J Aでの大会のほか、県大会も実施し、会員の皆さまが日頃の練習の成果を発揮する機会のほか、交流する場ともなっております。このほど、新型コロナウイルスの影響を考慮し令和2年から中止としておりました県大会を、4年振りに開催いたしました。
(開催日：令和5年9月26日)



金融情報誌「J Amp」

情報誌「J Amp」を季刊で発行し、県内J Aバンクの業務案内やトピックス等、会員の皆さま向けに有益な情報を提供しております。



業務のご案内

貯金業務

当会では、当座貯金、総合口座、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等ご利用の目的や期間、金額等に応じてお選びいただけるさまざまな貯金を取り扱っています。

また、当会では長野県の指定代理金融機関をはじめとし、各種税金、国民年金等の収納事務を通じて広く皆さま方にご利用いただいています。当会を含む長野県 J Aバンクでは39の市町村において、指定金融機関（交代制を含みます）の役割を担っています。

今後ともお客さまのニーズにお応えできる商品の開発に努めるとともに、地域金融機関として、身近にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

商品のご案内

●主な貯金

貯金の種類		特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金		小切手・手形がご利用いただけます。	—	1円以上
総合口座		普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	—	普通貯金、定期貯金のお預け入れ金額によります。
普通貯金 (含 決済用貯金)		お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。(決済用貯金には、お利息はつきません。)	—	1円以上
貯蓄貯金		普通貯金と同様、簡単に出し入れできる貯金です。残高に応じて5段階の金利が適用されます。	—	1円以上
納税準備貯金		税金の納付に備えるための貯金です。	—	1円以上
通知貯金		1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
教育資金 一括贈与貯金		「J A教育資金贈与専用口座」を開設し、当該口座から教育資金を支払うことで、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けることができます。	原則、受贈者が30歳に達した日まで (諸条件有り)	1,500万円以内
定期貯金	期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。1年の据置期間後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	おいくらからでもお預入れいただけます。個人のお客さまの場合、満期日前にお利息を受け取ることができる利息分割受取型も選択できます。	1カ月以上10年以下	1円以上
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1カ月以上10年以下	1,000万円以上
	変動金利定期貯金	市場金利に応じて6カ月ごとに金利が変更となる貯金です。	2年・3年	1円以上
積立型貯金	グリーン積立	毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	—	1円以上
	積立式定期貯金 満期型	毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	据置期間 1カ月以上3年以下 積立期間 6カ月以上10年以下	1円以上
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積立てとなります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
定期積金		毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6カ月以上5年以下	1,000円以上
譲渡性貯金 (NCD)		大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上5年以下	1,000万円以上

融資業務

当会では、農業関連団体の皆さまをはじめ、地域経済を支える地元企業および事業者の皆さまの幅広い資金ニーズにお応えするべくさまざまな用途の資金を用意し、生産活動・企業活動にご利用いただいています。

農業および地域経済の健全な発展に資することを当会の使命とし、経営のアドバイスや各種情報の提供に努め、金融の専門知識を身につけた営業担当者がご融資の相談にお応えしています。

また、長野県をはじめとする県内自治体・公社等が取り組む事業への融資を通じて、みどり豊かな住みよい「まち・むらづくり」に取り組んでいます。

商品のご案内

●農業者向けご融資

	ご利用いただける方	お使いみち等	ご融資金額	ご返済期間およびご返済方法	保証・担保
アグリサポート ローン	農業を営む個人・法人・団体等の皆さま	設備資金・長期運転資金（農業振興が目的となる事業資金）等にお使いいただけます。	個人… 5,000万円以内 法人… 1億円以内	最長15年 （資金のお使いみち等に応じてご相談のうえ決定しています。）	原則、長野県農業信用基金協会保証。必要により保証・担保を徴求いたします。
		運転資金	3,000万円以内	1年以内 期日一括	
制度資金	農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金等各種制度資金を取り扱っています。				

●一般企業等法人向けご融資

	ご利用いただける方	お使いみち等	ご融資金額	ご返済期間および返済方法	保証・担保
一般事業資金	事業を営まれている一般企業等の皆さま	設備資金・運転資金（長期・短期ならびに手形割引）および季節資金（決算・賞与資金等）等にお使いいただけます。	特に制限はありません。	資金のお使いみち等に応じてご相談のうえ決定しています。	必要によりご相談のうえ決定しています。
自家消費型太陽光発電ローン	自家消費型太陽光発電設備を導入し、電気料金の削減や再生可能エネルギーへの転換等に取り組む法人等の資金需要にお応えする資金。				
SDGsサポートローン	長野県SDGs推進企業登録制度を活用し持続可能な社会の実現に向けて取り組む法人等の資金需要にお応えする資金。				
アグリテックフードテックローン	農業、食品分野においてITデジタル技術等を活用し企業価値向上・競争力向上に取り組む法人等の資金需要にお応えする資金。				
地域活性化ローン	自社の新たな取り組みが自社のみならず地域全体への波及効果が期待される事業（防災減災、モビリティ、ゼロ・カーボン、移住促進、観光資源開発、地域おこし等）に取り組む法人等の資金需要にお応えする資金。				
スタートアップローン	創業を企図する事業者、創業後5年以内の事業者および第二創業を企図する法人等の資金需要にお応えする資金。				
ニュービジネスローン	既存事業とは別に自社にとって新規性を有する新たな事業・分野への進出を企図する法人等の資金需要にお応えする資金。				
事業承継ローン	事業承継に必要な資金需要にお応えする資金。				
医療・介護・高齢者福祉関連事業資金	最新医療技術の普及、地域の福祉・介護の充実による地域の皆さまの生活向上を目的に、医療・介護・高齢者福祉関連施設等の資金需要にお応えする資金。				
制度資金	県中小企業融資制度資金、農業近代化資金等各種制度資金を取り扱っています。				

※長野県信用保証協会保証による資金の取扱金融機関となっています。

●個人向け融資 長野県JAバンクの一員として、県内各JAの貸付ローンを補完する立場から取り扱っています。

	ご利用いただける方	お使いみち等	ご融資金額	返済期間および返済方法	保証・担保
住宅ローン	当会にお口座をお持ちの個人のお客さま	住宅の新築、増改築、住宅または土地の購入資金	最高1億円まで (一部制限があります)	最長50年（コースにより異なります）、元利均等毎月返済、元金均等毎月返済、ボーナス併用年2回等	必要に応じて当会指定保証機関の保証を受けていただきます。また、ご融資対象物件等を担保に差し入れていただきます。
マイカーローン		自動車・バイクの購入資金、運転免許証取得資金、車庫の新築資金、車検費用等	最高1,000万円まで (一部制限があります)	最長15年	必要に応じて当会指定保証機関の保証を受けていただきます。担保は不要です。
教育ローン		高校・大学・専門学校等の入学金、学費、生活費等	最高1,000万円まで (一部制限があります)	最長16年10カ月(在学中を据置きとすることができます)	

※金利は資金ごと固定・変動が選択いただけます。詳しくは窓口へご相談ください。

※その他各種ローンの取り扱いをしておりますので、商品内容等詳しくは窓口へご相談ください。

代理業務

当会は、農業者・農業関連団体の皆さまに、生産基盤の整備や農業生産力の増大および生産性の向上に必要な長期低利資金をご融資するため、(株)日本政策金融公庫等の受託金融機関として各種制度資金を取り扱うとともに、農業関連情報の提供や経営相談に応じています。

また、豊かな住環境づくりのため、独立行政法人住宅金融支援機構をはじめとする住宅関連制度資金を取り扱っているほか、(株)日本政策金融公庫の受託金融機関として教育ローンの取り扱いも行っています。

さらに、資産の運用相談・流動化等のニーズにお応えするため、信託契約代理業務の取り扱いを行っています。

商品のご案内

●代理貸付業務

政府系金融機関等の取扱窓口として、次の各機関の代理貸付業務を取り扱っています。

金 融 機 関 等	資 金 名
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金（通称：スーパーL） 青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金 畜産経営環境調和推進資金、農林漁業施設資金 農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金 農林漁業セーフティネット資金 振興山村・過疎地域経営改善資金、中山間地域活性化資金 食品流通改善資金、特定農産加工資金 農業競争力強化支援資金 食品安定供給施設整備資金、新規用途事業等資金 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	教育資金
独立行政法人住宅金融支援機構	災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資、宅地防災工事融資 (大規模災害発生時等必要な場合に限り)、賃貸住宅融資

●代理店業務等

農中信託銀行(株)の代理店として業務を取り扱っています。

取 扱 業 務
・信託契約代理店業務【土地信託（処分型土地信託を除く）、特定贈与信託、公益信託、有価証券信託、金銭信託ほか】 ・遺言信託代理店業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務を受託しています。

取 扱 業 務	取 扱 業 務 の 内 容
小規模企業共済業務	加入申込受付ならびに掛金の受入 共済金等の支払事務

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金はお融資のほか、農林中央金庫への預け金や有価証券投資等により運用しています。

有価証券への投資に際しては安全性、収益性、流動性を考慮し、国債・外国証券等の債券運用を中心に、受益証券や株式投資、地方債の引き受け等に取り組んでいます。

また、長野県 J Aバンクの資金決済および貯金支払いの準備のため、所要資金の確保と安定した資金繰りに努めています。

証券窓販業務（国債／証券投資信託）

当会では、お客さまの多様化する資産運用ニーズに応えるため、国債および証券投資信託の窓口販売業務を行っています。

※一部店舗でのみ窓口販売業務を行っています。

商品のご案内

●窓口販売

種類	内 容
長期・中期利付国債	国が発行する債券で、2年・5年・10年の期間で、お客さまのご希望する投資期間に合わせて選択ができます。発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
個人向け国債	国が個人のお客さまを対象として発行する債券で、現在「個人向け国債（変動10年）」、「個人向け国債（固定5年・3年）」のタイプがあります。 「個人向け国債（変動10年）」は半年に1回支払われる利子の適用利率が、市場の実勢金利に応じて変動する変動利付型です。 「個人向け国債（固定5年・3年）」は発行時に設定された利率で利子が半年に1回支払われる固定利付型です。
投資信託	多くのお客さまからお申込みいただいた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券等に分散して投資し、その成果をお客さまに還元する仕組みの商品です。 お客さまの投資目的、投資経験、リスク許容度等にあわせ、日本国内外の債券、株式、不動産等さまざまなファンドを取り扱っています。（「NISA（成長投資枠・つみたて投資枠）」の取り扱いもごさいます。）

J A指導・相談・研修業務

お客さまのニーズが多様化、高度化するなかで、J Aに求められる機能役割も大きく変化しています。

当会では、お客さまのニーズにお応えするために J A信用事業の機能の強化、拡充を図るべく J A指導を行っています。

また、お客さまの財産づくりや生活設計等のご相談に応じる人材育成のため、融資、資産形成・運用、年金、相続対策等の各種研修会を J A職員向けに実施し、お客さまのさまざまなご相談にお応えできる体制づくりに努めています。

為替/決済サービス

全国のJ Aをはじめ、すべての金融機関とオンラインで結び、振込・代金取立等が安全、迅速、確実にできる内国為替を取り扱っています。

また、給与・年金等のお受け取り、公金・公共料金の口座振替や各種支払サービス、全国の民間金融機関・ゆうちょ銀行との間でキャッシュカードによる相互支払サービス等、お客さまのお仕事や暮らしのなかで生じるさまざまな資金決済について各種サービスを提供しています。

個人のお客さま

●非対面サービス

J A バンク アプリ	貯金残高や取引明細、投資信託の残高をどこでも簡単に照会できるスマートフォンアプリです。通帳を発行しない「通帳レス口座」をご利用の場合は、最大10年間分の入出金明細をご確認いただくことが可能です。 また、払込票のバーコードや「地方税統一QRコード ^(※) (eL-QR)」を読み込み、税金・公共料金等のお支払いを行う「PayB支払」や、投資信託に関する各種お取引など、さまざまなサービスへ手軽にアクセスいただくことができます。
J A ネットバンク	お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、スマートフォンから、残高照会、振込・振替、税金・公共料金等のお支払い（ペイジーサービス）等の各種サービスをご利用いただけます。J A ネットバンクでは、インターネット上の危険・脅威からお客さまの情報を保護するために、高度な暗号化技術を採用し、セキュリティの確保・維持に努めています。

(※) QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

●キャッシュレス関連サービス

【定期的なお支払い・お受取り】

各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け期日忘れの心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息が付きますので大変お得です。（決済用貯金には、お利息はつきません。）
各種自動支払（口座振替）サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、水道料等、普通貯金（決済用貯金・総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ペイジー 口座振替受付サービス	口座振替の受付がお届け印なしで、キャッシュカードで行えるサービスです。本サービスを導入済みの収納機関の窓口では、J Aバンクのキャッシュカードをご提示いただき、口座振替受付端末に暗証番号を入力していただくだけで、口座振替がご利用になれます。
Web 口座振替受付サービス	J Aバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きが完了するサービスです。J A窓口へのご来店や口座振替依頼書のご記入は必要なく、手軽に便利にご利用いただけます。
自動送金サービス	毎月指定の日にお客さまのご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続で、毎月確実に送金できます。

【お買い物等でのお支払い】

J A カード (クレジットカード)	J AカードはJ A独自の特典を備えた「J Aならではの」クレジットカードです。ご旅行・お買い物・お食事等にご利用いただけるほか、現金が必要なときのキャッシングサービス、携帯電話料金および公共料金（一部を除く）のお支払いにもご利用いただけます。さらにお得なサービスが受けられるゴールドカード、ロードアシスタンスサービス付カードも取り扱っています。また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚になった便利なJ Aカード（一体型）も用意しています。
J デビットカード	当会のキャッシュカードでお買い物ができます。J デビットカード加盟店で、端末機にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金がキャッシュレスで決済できます。また、お客さまには手数料は一切かかりません。
即時口座振替サービス	J Aバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、J Aバンクの口座から即時でチャージ（入金）や口座振替を行うことができるサービスです。

● J Aバンクキャッシュサービス

長野県 J Aバンクでは、県内に400台以上の A T Mを設置しており、J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、J Aバンクの A T Mによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱 U F J 銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、J F マリンバンク、および M I C S（全国キャッシュサービス）に提携する金融機関の A T Mによるご利用が可能です。

金融機関名	お取引内容	ご利用手数料	
		平日 8:45 ~ 18:00	平日のその他時間帯 および土曜日・日曜日・祝日
J A バ ン ク	入出金	無料	無料
三 菱 U F J 銀 行	出金	無料	110円
セ ブ ン 銀 行	入出金	110円（※）	220円（※）
イー ネット ※2※4	入出金	110円（※）	220円（※）
ローソン銀行 ※3※4	入出金	110円（※）	220円（※）
J F マリンバンク	出金	無料	無料
その他（M I C S 提携）	出金	110円※1	220円※1

※ 優遇プログラムにおける手数料無料化の対象です。

稼働時間は A T M により異なります。また、A T M 稼働時間であっても J Aバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くの J A金融窓口または、ご利用 A T M の掲示等でご確認ください。

※1 ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用 A T M の掲示等でご確認ください。

※2 ファミリーマート等のコンビニエンスストアに設置されています。

※3 ローソンに設置されているローソン銀行 A T M 以外の A T M はサービス内容が異なる場合があります。詳しくはご利用 A T M の掲示等でご確認ください。

※4 コンビニエンスストア等の一部の店舗においては、A T M が設置されていない場合、金融機関が直接 A T M を設置している場合、他 A T M 運営会社の A T M が設置されている場合等があります。詳しくはご利用 A T M の掲示等でご確認ください。

※5 改正利息制限法の施行に伴う A T M ご利用時の影響は長野県 J Aバンク H P 「お知らせ」欄をご覧ください。



個人事業主・法人のお客さま

● 非対面サービス

法人 J A ネットバンク	インターネットに接続されているパソコンから、振込や振替の資金移動、口座振替データや、総合振込・給与振込による複数件の振込データを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービス等、豊富なメニューを用意しています。安心してご利用いただけるよう、電子証明書による認証や、不正送金防止に対して有効なスマートフォンによる二経路認証等、セキュリティが充実しています。
アンサーサービス	お客さまが現在お使いの O A 機器（パソコン・ファクシミリ・プッシュホン）と J Aバンクのコンピュータを通信回線（電話回線・インターネット）で結ぶことにより、「資金の移動」や「お取引内容についての照会」をオフィスに居ながらにしてスピーディーに行えます。
伝 送 サ ー ビ ス	給与振込、総合振込および口座振替の明細データの授受を、お客さまがお使いのパソコン等の機器から通信回線を介して行うことができるサービスです。通信回線としてインターネットや閉域ネットワーク（LGWAN, Conneccure）が利用可能な J A データ伝送サービス（AnserDATA PORT 方式）を提供しています。

● 自動振込・振替サービス

総合振込・給与振込サービス	お客さまが作成した大量の振込データを、インターネット等のネットワーク、または記録媒体で送っていただくことにより、自動的にお振り込みいたします。
口座振替サービス	お客さまが作成した大量の振替データを、インターネット等のネットワーク、または記録媒体で送っていただくことにより、自動的に集金しお客さまの口座にお振り込みいたします。

その他のサービス

貸 金 庫	貯金証書、有価証券、権利証等お客さまの重要な書類をお預かりいたします。
-------	-------------------------------------

主な手数料

※各手数料はいずれも消費税・地方消費税を含んでいます。

為替手数料		(振込の手数料金額欄は 3万円未満／3万円以上 で表示)			
		同一店内あて	当会本支店・ 県内 J A あて	県外 J A あて	他行あて
振 込	窓口利用	330円/550円	330円/550円	330円/550円	660円/880円
	自動送金利用	無 料	220円/440円	220円/440円	550円/770円
	A T M利用 ^(※)	無 料	110円/330円	110円/330円	440円/660円
	アンサー利用	無 料	110円/220円	110円/220円	220円/440円
	ネットバンク利用	無 料	110円/220円	110円/220円	220円/440円
	法人ネットバンク利用	無 料	110円/330円	110円/330円	385円/550円
	J Aデータ伝送サービス (ADP) 利用	無 料	110円/330円	110円/330円	385円/550円
代金取立手数料					
電子交換				1通	880円
個別取立				1通	990円
その他為替手数料					
振込組戻料				1件	880円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料				1通	880円

(※) 他行カードによる振込の場合、A T M利用にかかる別途出金手数料がかかります。

でんさい手数料					
		同一店内あて	当会本支店あて	県内外 J A あて	他行あて
発生記録	債務者請求	330円	330円	330円	660円
	債権者請求	330円	330円	330円	660円
譲渡記録		165円	165円	165円	330円
分割（譲渡）記録		330円	330円	330円	660円
変更記録			330円		
保証記録			330円		
支払等記録			330円		

A T Mご利用手数料（※当会ATMをご利用の場合）				
キャッシュカードの種類	利用時間帯			手数料
当会のカード	平日・土・日・祝日	出金・入金	稼働時間中	無 料
県内 J A のカード	平日・土・日・祝日	出金・入金	稼働時間中	無 料
全国 J A のカード	平日・土・日・祝日	出金・入金	稼働時間中	無 料
他行のカード	平 日	出 金	8:45 ～ 18:00	110円
	上記以外			220円

手形・小切手発行手数料		
小切手	1冊（50枚）あたり	8,800円
約束手形	1冊（25枚）あたり	4,400円
為替手形	10枚あたり	1,760円
自己宛小切手	1枚あたり	550円
署名鑑印刷新規・変更登録料	1署名鑑につき	5,500円

その他の主な手数料				
両替手数料	窓口	持込、受取枚数のいずれが多い方	1 ～ 100枚	無 料
			101 ～ 1,000枚	330円
			1,001枚以上	千枚毎に330円を加算
	両替機	受取枚数	1 ～ 100枚	100円（当会キャッシュカードを差し込むことで、1日1回100枚まで無料）
101 ～ 1,000枚			100円	
1,001枚以上			200円	
金種指定出金手数料	紙幣・硬貨の合計枚数	1 ～ 100枚	無 料	
		101 ～ 1,000枚	330円	
		1,001枚以上	千枚毎に330円を加算	
窓口硬貨入金手数料	硬貨の持込枚数	1 ～ 100枚	無 料	
		101 ～ 300枚	110円	
		301 ～ 500枚	220円	
		501 ～ 1,000枚	330円	
		1,001枚以上	千枚毎に330円を加算	
残高証明書発行手数料	当会指定用紙（自動発行）		440円	
	当会指定用紙（都度発行）		660円	
	お客さまご指定の用紙		1,100円	
	監査法人さまからのご依頼		3,300円	
取引履歴明細表発行手数料	1通につき（取引店毎、取引種類毎に通数を計算します。なお、流動性貯金は、1口座につき1通とします。）		660円	
個人ＩＣキャッシュカード発行	1枚あたり		無 料	
法人ＩＣキャッシュカード発行	1枚あたり		1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚あたり		1,100円	
証書再発行	1枚あたり		1,100円	
通帳再発行	1冊あたり		1,100円	
自動送金サービス申込	1申込あたり		110円	
国債・投資信託	保護預り兼振替決済口座管理手数料		無 料	
貸金庫使用料	タイプにより年額		5,500円～19,800円	
個人情報利用目的の通知・開示請求手数料	請求1件あたり		880円	
媒体持込手数料	1依頼 媒体ごと	・紙（帳票）、振込依頼書（単票・連記式振込依頼書含む） ・電子媒体（FD・CD・DVD等） 対象取引：口座振替・振込（総合振込・給与）・口座確認	5,500円	
未利用口座管理手数料	対象口座基準残高10,000円未満 年額		1,320円	

融資関連手数料				
不動産担保 事務手数料	新規設定	事業資金他	1契約	33,000円
		個人ローン	1契約	16,500円
	追加設定	事業資金他	1契約	33,000円
		個人ローン	1契約	16,500円
	極度額変更・債務引受等変更契約		1契約	16,500円
	一部解除		1契約	16,500円
	全部解除		—	無 料
	担保解除関係書類再発行		1件	11,000円
条件変更手数料	事業資金他	1件	5,500円	
	個人ローン	1件	4,400円	
融資証明書発行手数料			1通	1,100円

ホームページのご案内

当会を紹介するホームページを開設し、ディスクロースに積極的に取り組んでおります。当会の組織概要や財務情報等を掲載しております。長野県ＪＡバンクのホームページともども、是非ご覧ください。

長野県信連ホームページURL <https://www.naganoken-jabank.or.jp/kenshinren/>

長野県ＪＡバンクホームページURL <https://www.naganoken-jabank.or.jp/>

長野県ＪＡバンクホームページでは、各種商品ラインアップや各種マネーシミュレーション、お近くのＪＡ店舗、ＡＴＭ機器設置場所等のご照会およびネットバンク取引（事前にお申込みが必要です）がご利用いただけます。また、長野県ＪＡバンク会員の各ＪＡホームページへのリンクもございます。

組織等について

役員 (令和6年7月現在)

●経営管理委員会

会長
神農 佳人

副会長
眞島 実

経営管理委員

津金 一成

西村 篤

寺沢 寿男

田屋 万芳

田中 均

北沢 泉

宮澤 清

武井 宏文

栗林 和洋

望月 隆

宮澤 清志

●理事会

代表理事理事長

佐藤 卓治

代表理事専務
(管理本部長)

西村 敬典

常務理事
(JAバンク本部長)

桑原 稔

常務理事
(運用本部長・営業本部長)

鈴木 輝

●監事会

代表監事

小平 淳

監事

高柳 利道

常勤監事

滝澤 豊彦

員外監事

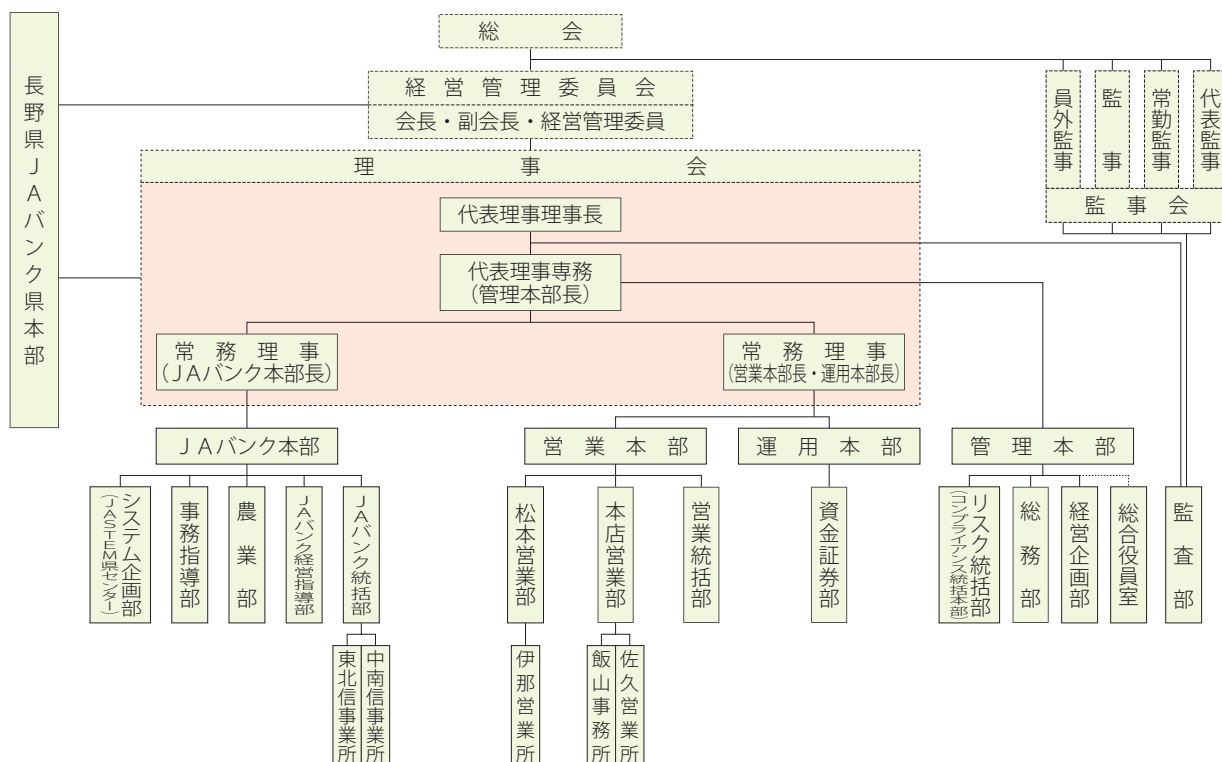
鮎澤 英之

職員数

区分	令和5年3月末	令和6年3月末
男子職員	138人	134人
女子職員	82人	83人
常勤嘱託	22人	23人
合計	242人	240人

当会組織図 (令和6年7月現在)

●組織機構図



沿革

当会は、大正2年「有限責任長野県信用組合联合会」として設立され、県庁農商課に事務所を置き業務を開始しました。

昭和17年「保証責任長野県信用販売購買利用組合联合会」、翌昭和18年「長野県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された県下農協の総意により「長野県信用農業協同組合連合会」として、農業、農家の復興を目指してスタートしました。

以来地域の皆さまのご支援、ご協力をいただき今日に至っています。

大正 2年 2月	産業組合法による「有限責任長野県信用組合联合会」設立	6年10月	国債等窓口販売業務開始
2年 4月	事業開始（県庁農商課内）	7年 8月	長野県市場公募債引受シンジケート団加入
4年 3月	「保証責任長野県信用組合联合会」に変更	9年 3月	アンサーサービス取扱開始
昭和17年 3月	「保証責任長野県信用販売購買利用組合联合会」に改組	9年 6月	信託代理店業務開始
18年11月	「長野県農業会」に改組	10年10月	公益信託「ＪＡ長野信連50周年記念自然ふれあい教育基金」認可
23年 8月	農業協同組合法による「長野県信用農業協同組合連合会」設立	10年12月	投資信託窓口販売業務開始
29年 4月	農林漁業金融公庫（現（株）日本政策金融公庫（農林水産事業））業務開始	11年 6月	貯金量2兆円達成
31年 9月	長野県から農業金庫の指定を受ける	12年10月	デビットカード取扱開始
36年 7月	住宅金融公庫（現 独立行政法人住宅金融支援機構）業務開始	12年12月	FAX・OCRによる為替集中処理システム稼働
39年 4月	長野県指定代理金融機関の指定を受ける 飯山市指定金融機関の指定を受ける	13年 7月	経営管理委員会制度導入
41年 7月	内国為替業務取扱開始	13年11月	ＪＡネットバンク取扱開始
42年 8月	県庁内事務所を開設	13年12月	印鑑照会システム運用開始
44年12月	貯金量1千億円達成	14年 1月	長野県ＪＡバンク県本部設立
54年 1月	貯金量5千億円達成 総合オンラインシステム稼働	15年 1月	口座振替依頼書集中管理システム稼働
55年 4月	年金相談所開設 手形センター開設	15年 5月	郵貯（ゆうちょ銀行）オンラインネット提携開始
58年 4月	協同クレジットカード（ＪＡカード）取扱開始	18年 5月	ＪＡＳＴＥＭシステムへの移行
59年12月	貯金量1兆円達成	18年 5月	セブン銀行とのATM提携開始
61年12月	国債等代理窓販業務開始	18年10月	ＩＣキャッシュカード生体認証付き取扱開始
63年10月	ＪＡ長野県ビル竣工	19年 4月	長野県ＪＡバンクローン審査センター設置
平成元年12月	貯金量1兆5千億円達成	20年 7月	ＪＡバンクATM顧客手数料の全国一律無料化
2年 7月	都銀・地銀等とのキャッシュサービス提携開始	22年10月	東信支店、諏訪支店、南信支店 廃止 佐久営業所、伊那営業所 設置
3年 4月	サンデーバンキング開始	22年11月	インターネット伝送サービス取扱開始
3年 6月	日銀歳入金窓口受入れ取扱開始	23年 7月	印鑑照会システムの全国印鑑システム移行
5年 4月	メールセンター開設	24年 4月	遺言信託代理店業務取扱開始
5年 5月	信用情報システム稼働	25年 3月	統一事務手続の制定完了
5年10月	日銀歳入金復代理店業務開始	25年 7月	「信州アグリイノベーションファンド」共同設立
		27年 6月	ＪＡ直売所クーポン券付き定期貯金「マルシェ」の販売開始
		27年10月	貯金量2兆5千億円達成
		28年 4月	長野県ＪＡバンク県域サポート事業の取組開始
		令和元年 7月	資産相談センター設置
		令和2年 7月	ローン事務サポートセンター設置



店舗の所在地 (令和6年7月現在)

◆本店

〒380-0826

長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3

☎026 (236) 2058 (代表) / (236) 2110 (本店営業部)



◆松本営業部

〒390-0815

長野県松本市深志1丁目4番1号

☎0263 (35) 3125

◆飯山事務所

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山1110番地1号
(飯山市役所庁舎内)

☎0269 (62) 3101

◆佐久営業所

〒385-0022

長野県佐久市岩村田5512番3

☎0267 (68) 7460

◆伊那営業所

〒396-0014

長野県伊那市狐島4381番地

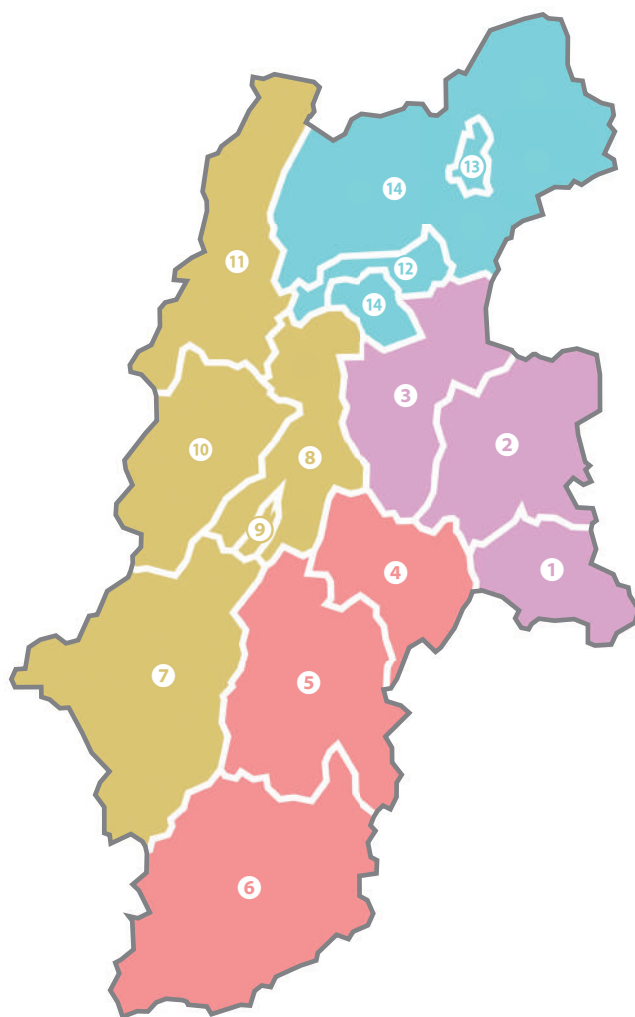
☎0265 (74) 1620



特定信用事業代理業者の状況 (令和6年7月現在)

該当する取引はありません。

長野県JAバンクエリアMAP (令和6年7月現在)



名 称	郵便番号	住 所
① JA長野八ヶ岳	384-1305	南佐久郡南牧村大字野辺山106-1
② JA佐久浅間	385-8585	佐久市猿久保882
③ JA信州うえだ	386-8668	上田市大手2-7-10
④ JA信州諏訪	392-8578	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
⑤ JA上伊那	396-8510	伊那市狐島4291
⑥ JAみなみ信州	395-0192	飯田市鼎東鼎281
⑦ JA木曽	397-0001	木曽郡木曽町福島2800
⑧ JA松本ハイランド	390-8555	松本市南松本1-2-16
⑨ JA洗馬	399-6493	塩尻市大字洗馬2720-3
⑩ JAあづみ	399-8283	安曇野市豊科4270-6
⑪ JA大北	398-0002	大町市大町字光明寺3091-1
⑫ JAグリーン長野	388-8511	長野市篠ノ井布施高田961-2
⑬ JA中野市	383-8588	中野市三好町1-2-8
⑭ JAながの	380-0936	長野市大字中御所字岡田131-14

CONTENTS 資料編

財務諸表	60	代理業務	83
貸借対照表	60	代理貸付残高	83
損益計算書	61	自動機	83
剰余金処分計算書	62	現金自動機器設置台数	83
令和4年度注記表	63	自己資本の充実の状況	84
令和5年度注記表	68	自己資本の充実の状況（単体）	84
会計監査人の監査	72	1. 自己資本の状況	84
貯金	73	2. 信用リスクに関する事項	87
科目別貯金平均残高	73	3. 信用リスク削減手法に関する事項	90
定期貯金残高	73	4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	91
貸出金	73	5. 証券化エクスポージャーに関する事項	92
科目別・貸出先別貸出金平均残高	73	6. オペレーショナル・リスクに関する事項	93
貸出金の金利条件別内訳残高	73	7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	93
貸出金の担保別内訳残高	74	8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	94
債務保証の担保別内訳残高	74	9. 金利リスクに関する事項	95
貸出金の使途別内訳残高	74	連結情報	97
貸出金業種別残高	74	グループの概況	97
主要な農業関係の貸出金残高	75	子会社等の状況	97
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75	事業の概況	97
貸出金償却額	75	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	98
農協法に基づく開示債権の状況及び		連結貸借対照表	98
金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	76	連結損益計算書	99
元本補てん契約のある信託に係る		連結剰余金計算書	99
農協法に基づく開示債権の状況	76	連結キャッシュ・フロー計算書	100
有価証券	77	令和4年度連結注記表	101
種類別有価証券平均残高	77	令和5年度連結注記表	106
商品有価証券種類別平均残高	77	財務諸表の適正性等にかかる確認	111
有価証券残存期間別残高	77	連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況	111
外貨建資産残高	77	事業の種類別情報	111
有価証券の時価情報等	78	自己資本の充実の状況（連結）	112
1. 有価証券	78	1. 連結の範囲に関する事項	112
2. 金銭の信託	78	2. 自己資本の状況	112
3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）	79	3. 信用リスクに関する事項	115
損益の状況	80	4. 信用リスク削減手法に関する事項	117
最近の5事業年度の主要な経営指標	80	5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	117
事業純益	80	6. 証券化エクスポージャーに関する事項	118
利益総括表	80	7. オペレーショナル・リスクに関する事項	118
資金運用収支の内訳	81	8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	119
受取・支払利息の増減額	81	9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	119
経費の内訳	81	10. 金利リスクに関する事項	119
役員等の報酬体系	82	索引	121
1. 役員	82		
2. 職員等	82		
3. その他	82		
その他の諸指標	83		
利益率、経営諸指標	83		
出資金の推移	83		

※金額は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していますので、合計が一致しないことがあります。
また、単位未満の科目については「0」で表示しております。

● 財務諸表

● 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	科 目	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
現 金	2,946	3,613	貯 金	2,856,789	2,872,297
預 け 金	1,473,840	1,379,541	当 座 貯 金	21,834	20,328
系 統 預 け 金	1,473,620	1,379,153	普 通 貯 金	40,437	50,741
系 統 外 預 け 金	220	387	貯 蓄 貯 金	104	102
金 銭 の 信 託	85,085	87,759	通 知 貯 金	16,210	6,410
有 価 証 券	1,024,769	1,148,771	別 段 貯 金	701	6,025
国 債	87,977	119,932	定 期 貯 金	2,777,079	2,788,291
地 方 債	98	4,196	定 期 積 金	422	396
社 外 債	44,587	48,864	借 用 金	6,600	—
株 国 証 券	450,391	422,313	代 理 業 務 勘 定	1	13
株 式	9,300	10,916	そ の 他 負 債	10,807	11,955
受 益 証 券	432,050	542,450	未 払 法 人 税 等	188	53
投 資 証 券	363	96	金 融 派 生 商 品	2,200	8,370
貸 出 金	358,155	353,540	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	5,071	—
手 形 貸 付	5,433	5,206	資 産 除 去 債 務	105	107
証 書 貸 付	266,640	266,199	そ の 他 の 負 債	697	844
当 座 貸 越	31,042	28,363	未 払 費 用	2,472	2,510
金 融 機 関 貸 付	54,563	53,409	前 受 収 益	62	53
割 引 手 形	474	360	未 決 済 為 替 借	9	15
そ の 他 資 産	9,886	16,307	諸 引 当 金	8,222	8,231
金 融 派 生 商 品	1,328	—	相 互 援 助 積 立 金	6,702	6,804
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	—	7,511	賞 与 引 当 金	73	69
そ の 他 の 資 産	4,695	4,398	退 職 給 付 引 当 金	1,212	1,137
未 収 収 益	3,773	4,349	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	30	44
未 決 済 為 替 貸	87	47	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	203	175
有 形 固 定 資 産	1,787	1,735	債 務 保 証	1,420	1,526
建 物	769	728	負 債 の 部 合 計	2,883,841	2,894,025
土 地	848	848	■純資産の部		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	169	158	出 資 金	105,381	105,381
無 形 固 定 資 産	169	122	(うち後配出資金)	89,348	89,348
ソ フ ト ウ ェ ア	160	113	資 本 準 備 金	0	0
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9	9	再 評 価 積 立 金	31	31
外 部 出 資	137,986	138,017	利 益 剰 余 金	123,038	124,749
系 統 出 資	136,280	136,278	利 益 準 備 金	53,900	55,100
系 統 外 出 資	1,180	1,214	そ の 他 利 益 剰 余 金	69,138	69,649
子 会 社 等 出 資	525	525	経 営 安 定 化 積 立 金	28,300	28,300
繰 延 税 金 資 産	1,224	340	特 別 積 立 金	31,000	31,000
債 務 保 証 見 返	1,420	1,526	当 期 未 処 分 剰 余 金	9,838	10,349
貸 倒 引 当 金	△ 5,507	△ 4,700	(うち当期剰余金)	(5,726)	(6,351)
			会 員 資 本 合 計	228,451	230,162
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 20,526	2,388
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 20,526	2,388
			純 資 産 の 部 合 計	207,924	232,551
資 産 の 部 合 計	3,091,765	3,126,576	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,091,765	3,126,576

●損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和4年度	令和5年度
		〔自令和4年4月1日 至令和5年3月31日〕	〔自令和5年4月1日 至令和6年3月31日〕
経常収用益	資金運用収益	70,463	89,438
貸出金	貸出金	40,069	37,060
貸預有価証券	貸預有価証券	2,825	2,919
（うち受取利息）	（うち受取利息）	27	26
（うち受取利息）	（うち受取利息）	29,256	26,950
（うち受取利息）	（うち受取利息）	7,960	7,164
（うち受取利息）	（うち受取利息）	(7,155)	(7,054)
（うち受取利息）	（うち受取利息）	(803)	(108)
役受そそ	役受そそ	197	196
受入の他の役	受入の他の役	47	49
受入の他の役	受入の他の役	145	141
受入の他の役	受入の他の役	4	6
受入の他の役	受入の他の役	26,549	40,215
受入の他の役	受入の他の役	5,748	31,240
受入の他の役	受入の他の役	18,517	6,685
受入の他の役	受入の他の役	2,282	2,289
受入の他の役	受入の他の役	(2,209)	(2,209)
受入の他の役	受入の他の役	3,646	11,964
受入の他の役	受入の他の役	—	420
受入の他の役	受入の他の役	72	22
受入の他の役	受入の他の役	1,161	8,911
受入の他の役	受入の他の役	2,251	2,520
受入の他の役	受入の他の役	160	90
経常費用	経常費用	64,102	82,876
資金調達費	資金調達費	14,607	14,471
貯蓄金	貯蓄金	175	195
（うち支払利息）	（うち支払利息）	0	0
（うち支払利息）	（うち支払利息）	14,432	14,275
（うち支払利息）	（うち支払利息）	(14,386)	(14,264)
役支そそ	役支そそ	407	447
支入の他の役	支入の他の役	4	4
支入の他の役	支入の他の役	402	442
支入の他の役	支入の他の役	0	0
支入の他の役	支入の他の役	43,613	63,407
支入の他の役	支入の他の役	10,042	13,535
支入の他の役	支入の他の役	33,566	49,870
支入の他の役	支入の他の役	4	1
支入の他の役	支入の他の役	4,234	4,004
支入の他の役	支入の他の役	1,972	1,930
支入の他の役	支入の他の役	2,112	1,926
支入の他の役	支入の他の役	148	146
支入の他の役	支入の他の役	1,239	545
支入の他の役	支入の他の役	574	—
支入の他の役	支入の他の役	101	102
支入の他の役	支入の他の役	1	17
支入の他の役	支入の他の役	539	381
支入の他の役	支入の他の役	22	44
経常利益	経常利益	6,361	6,561
特別利益	特別利益	—	0
特別損失	特別損失	—	0
特別損失	特別損失	3	1
特別損失	特別損失	0	1
特別損失	特別損失	3	—
税法引当金	税法引当金	6,357	6,560
法人税、住民税等	法人税、住民税等	536	124
法人税、住民税等	法人税、住民税等	94	83
法人税、住民税等	法人税、住民税等	630	208
当期繰上金	当期繰上金	5,726	6,351
当期繰上金	当期繰上金	4,112	3,998
当期繰上金	当期繰上金	9,838	10,349

● 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目		令和4年度	令和5年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	額	9,838	10,349
剰 余 金 処 分	額	5,840	6,128
利 益 準 備 金		1,200	1,300
出 資 配 当 金		986	990
普通出資に対する配当金 (配当率)		318 (2.00%)	320 (2.00%)
後配出資に対する配当金 (配当率)		668 (0.75%)	670 (0.75%)
事 業 分 量 配 当 金		3,653	3,838
次 期 繰 越 剰 余 金		3,998	4,221

●令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資決定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,026百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,507百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,119百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 13百万円 | 15百万円 | 29百万円 |
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 24百万円 | 37百万円 |
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券1,186百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に82,594百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | 子会社等に対する金銭債権の総額 | －百万円 |
|-----------------|----------|
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 5,603百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額は、該当ありません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 43百万円 |
|--------------------|----------|
| 危険債権額 | 5,471百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,828百万円 |
| 合計額 | 7,343百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、474百万円であります。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、100,488百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

5. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6百万円
うち事業取引高 6百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 363百万円
うち事業取引高 363百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は20百万円であります。
- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 3百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。
- 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- なお、当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的・売買目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理
- 当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、A L Mの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で74,182百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJ Aバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,473,840	1,473,754	△ 85
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	22,000	22,000	—
その他の金銭の信託	63,085	63,085	—
有価証券			
その他有価証券	1,024,769	1,024,769	—
貸出金	358,155		
貸倒引当金	△ 5,459		
貸倒引当金控除後	352,695	354,257	1,561
資 産 計	2,936,391	2,937,867	1,475
貯金	2,856,789	2,856,659	△ 129
借入金	6,600	6,600	—
負 債 計	2,863,389	2,863,259	△ 129
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(871)	(871)	—
デリバティブ取引計	(871)	(871)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	137,986 百万円
合 計	137,986 百万円

- (注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 外部出資のうち、投資事業有限責任組合への出資金64百万円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,473,840	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	16,974	44,800	45,636	86,158	254,198	609,874
貸出金	89,271	36,645	30,468	32,389	31,170	138,191
合 計	1,580,086	81,446	76,104	118,548	285,369	748,065

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 8,523百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金 32,109百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 17百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,851,017	3,696	1,922	25	104	22
借 入 金	6,600	—	—	—	—	—
合 計	2,857,617	3,696	1,922	25	104	22

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	34,525	32,699	1,826
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	6,260	6,000	260
	外 国 証 券	81,412	76,442	4,970
	株 式	8,705	3,183	5,522
	受 益 証 券	270,120	242,380	27,740
	投 資 証 券	363	201	162
	小 計	401,388	360,906	40,481
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	53,451	57,122	△ 3,670
	地 方 債	98	100	△ 1
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	38,327	40,243	△ 1,916
	外 国 証 券	368,978	408,392	△ 39,414
	株 式	594	740	△ 145
	受 益 証 券	161,930	176,248	△ 14,318
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	623,380	682,846	△ 59,465
合 計	1,024,769	1,043,753	△ 18,984	

(注) 上記差額合計△18,984百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	472,781 百万円	18,224 百万円	9,928 百万円
株 式	1,463	1,016	—
その他	7,661	437	114
合 計	481,906	19,678	10,042

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託
 貸借対照表計上額 22,000 百万円
 当年度の損益に含まれた評価差額 ー 百万円
- ② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	63,085 百万円	64,628 百万円	△ 1,542 百万円	1,637 百万円	△ 3,180 百万円

(注) 1. 上記差額合計△1,542百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

- ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

- ② 確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|------------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,540 百万円 |
| 勤務費用 | 126 百万円 |
| 利息費用 | 7 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △ 99 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 229 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | <u>2,345 百万円</u> |
- b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|------------|------------------|
| 期首における年金資産 | 1,197 百万円 |
| 期待運用収益 | 8 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 61 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 134 百万円 |
| 期末における年金資産 | <u>1,133 百万円</u> |
- c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|---------------------|------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,345 百万円 |
| 年金資産 | △ 1,133 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,212 百万円 |
| 退職給付引当金 | <u>1,212 百万円</u> |
- d 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|---------------|
| 勤務費用 | 126 百万円 |
| 利息費用 | 7 百万円 |
| 期待運用収益 | △ 8 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △ 99 百万円 |
| 小計 | 26 百万円 |
| その他 | 24 百万円 |
| 合計 | <u>50 百万円</u> |
- e 年金資産の内訳
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率 | |
| 現金及び預金 | 100% |
| 合計 | <u>100%</u> |
- f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。
- g 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 0.441% |
| 長期期待運用収益率 | 0.726% |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22 百万円となっております。また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、202 百万円となっております。

10. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,144 百万円
貸出金償却超過額	195 百万円
退職給付引当金超過額	335 百万円
相互援助積立金	1,853 百万円
支払奨励金未払費用	636 百万円
その他	402 百万円
繰延税金資産小計	4,568 百万円
評価性引当額	△ 3,340 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,228 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 3 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 3 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	1,224 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久差異	0.15%
受取配当金益金不算入等	△ 5.47%
事業分量配当金等	△ 15.90%
評価性引当額	3.44%
その他	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.92%

●令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資決定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は移動平均法により算定）。
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,084百万円であります。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
 - ⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,700百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
 - b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,189百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	13百万円	20百万円	34百万円
オペレーティング・リース	13百万円	45百万円	58百万円

- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券1,158百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に29,970百万円、外国証券に43,661百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | －百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 3,815百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額は、該当ありません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 287百万円 |
| 危険債権額 | 4,629百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,588百万円 |
| 合計額 | 6,506百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、360百万円であります。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、99,089百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6百万円
- | | |
|--------------|------|
| うち事業取引高 | 6百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
- (2) 子会社等との取引による費用総額 335百万円
- | | |
|--------------|--------|
| うち事業取引高 | 335百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は386百万円であります。

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託及び株式等であり、純投資目的（その他目的・売買目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理
- 当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
- また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
- なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で32,397百万円です。
- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

ｃ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のＪＡバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,379,541	1,379,040	△ 500
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	22,000	22,000	－
その他の金銭の信託	65,759	65,759	－
有価証券			
その他有価証券	1,148,771	1,148,771	－
貸出金	353,540		
貸倒引当金	△ 4,652		
貸倒引当金控除後	348,887	349,081	194
資 産 計	2,964,958	2,964,652	△ 306
貯金	2,872,297	2,871,045	△ 1,251
負 債 計	2,872,297	2,871,045	△ 1,251
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,370)	(8,370)	－
デリバティブ取引計	(8,370)	(8,370)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ａ 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ｂ 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記ｃと同様の方法により評価しております。

ｃ 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

ｄ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

ａ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	138,017 百万円
合 計	137,017 百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 外部出資のうち、投資事業有限責任組合への出資金 95 百万円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,379,541	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	11,730	28,333	48,826	158,005	280,909	641,604
貸出金	77,000	31,960	33,827	34,741	66,825	108,927
合 計	1,468,272	60,293	82,654	192,746	347,734	750,531

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 8,579百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 32,109百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 257百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,860,368	9,575	2,190	89	21	52
合 計	2,860,368	9,575	2,190	89	21	52

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	29,410	28,439	971
	地 方 債	2,003	1,995	7
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	6,179	6,000	179
	外 国 証 券	143,553	136,643	6,910
	株 式	10,220	2,922	7,297
	受 益 証 券	404,341	366,827	37,513
	投 資 証 券	96	58	38
	小 計	595,804	542,886	52,918
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	90,521	98,045	△ 7,524
	地 方 債	2,193	2,200	△ 6
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	42,685	44,242	△ 1,556
	外 国 証 券	278,760	305,541	△ 26,780
	株 式	696	740	△ 43
	受 益 証 券	138,109	151,304	△ 13,195
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	552,966	602,073	△ 49,107
合 計	1,148,771	1,144,960	3,810	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 972百万円を差し引いた金額 2,838百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	375,715百万円	6,533百万円	9,882百万円
株 式	1,062	801	—
その他	49,031	8,261	3,653
合 計	425,809	15,597	13,535

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 22,000百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 一百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	65,759百万円	66,381百万円	△ 621百万円	1,848百万円	△ 2,470百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産 172百万円を加えた金額△ 449百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

- ② 確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|------------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,345 百万円 |
| 勤務費用 | 116 百万円 |
| 利息費用 | 10 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △ 52 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 192 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | <u>2,227 百万円</u> |
- b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|------------|------------------|
| 期首における年金資産 | 1,133 百万円 |
| 期待運用収益 | 8 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 60 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 112 百万円 |
| 期末における年金資産 | <u>1,089 百万円</u> |
- c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|---------------------|------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,227 百万円 |
| 年金資産 | △ 1,089 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,137 百万円 |
| 退職給付引当金 | <u>1,137 百万円</u> |
- d 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|---------------|
| 勤務費用 | 116 百万円 |
| 利息費用 | 10 百万円 |
| 期待運用収益 | △ 8 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △ 52 百万円 |
| 小計 | 65 百万円 |
| その他 | 1 百万円 |
| 合計 | <u>67 百万円</u> |
- e 年金資産の内訳
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率 | |
| 現金及び預金 | 44.3% |
| 共済預け金 | 55.7% |
| 合計 | <u>100%</u> |
- f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。
- g 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 0.761% |
| 長期期待運用収益率 | 0.737% |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21 百万円となっております。
- また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、173 百万円となっております。

9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	954 百万円
貸出金償却超過額	122 百万円
退職給付引当金超過額	314 百万円
相互援助積立金	1,882 百万円
支払奨励金未払費用	646 百万円
その他	291 百万円
繰延税金資産小計	4,211 百万円
評価性引当額	△ 3,067 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,144 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 800 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 2 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 803 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	340 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久差異	0.17%
受取配当金益金不算入等	△ 5.30%
事業分量配当金等	△ 16.18%
評価性引当額	△ 4.17%
その他	1.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.18%

● 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書並びに注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

●貯 金

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和4年度		令和5年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性貯金	当 座 貯 金	29,465	1.0	27,875	1.0	△ 1,590	0.0
	普 通 貯 金	39,759	1.4	38,280	1.3	△ 1,479	△ 0.1
	貯 蓄 貯 金	107	0.0	100	0.0	△ 6	0.0
	通 知 貯 金	11,728	0.4	7,987	0.3	△ 3,741	△ 0.1
	別 段 貯 金	1,384	0.0	1,399	0.0	15	0.0
	計	82,445	2.8	75,642	2.6	△ 6,802	△ 0.2
定期性貯金	定 期 貯 金	2,811,041	96.9	2,815,582	97.2	4,540	0.3
	うち積立定期貯金	339	0.0	335	0.0	△ 3	0.0
	うち定期貯金	2,810,702	96.9	2,815,246	97.2	4,544	0.3
	定 期 積 金	509	0.0	450	0.0	△ 58	0.0
	計	2,811,550	96.9	2,816,033	97.2	4,482	0.3
譲 渡 性 貯 金		8,050	0.3	4,335	0.1	△ 3,715	△ 0.2
合 計		2,902,046	100.0	2,896,011	100.0	△ 6,035	0.0

●定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和5年3月末		令和6年3月末		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利 定 期 貯 金		2,776,782	100.0	2,787,975	100.0	11,193	0.0
変 動 金 利 定 期 貯 金		4	0.0	3	0.0	△ 1	0.0
定 期 貯 金 計		2,776,786	100.0	2,787,978	100.0	11,191	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

●貸出金

●科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和4年度		令和5年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付 金		5,776	1.6	5,495	1.5	△ 281	△ 0.1
証 書 貸 付 金		267,834	75.0	268,747	75.3	913	0.3
当 座 貸 越		28,235	7.9	27,955	7.8	△ 280	△ 0.1
金 融 機 関 貸 付 金		54,893	15.4	54,225	15.2	△ 668	△ 0.2
割 引 手 形		441	0.1	339	0.1	△ 102	0.0
合 計		357,182	100.0	356,765	100.0	△ 417	0.0
会 員	総 合 農 協	3,195	0.9	1,966	0.6	△ 1,229	△ 0.3
	そ の 他 農 協・連 合 会	7,544	2.1	8,767	2.5	1,223	0.4
	会 員 の 組 合 員	6,528	1.8	6,090	1.7	△ 438	△ 0.1
	准 会 員	2,602	0.7	3,055	0.9	453	0.2
	会 員 み な し	115	0.0	106	0.0	△ 9	0.0
計		19,986	5.6	19,986	5.6	0	0.0
員 外	地 方 公 共 団 体	56,606	15.8	53,281	14.9	△ 3,325	△ 0.9
	金 融 機 関	54,893	15.4	54,225	15.2	△ 668	△ 0.2
	そ の 他	225,696	63.2	229,271	64.3	3,575	1.1
計		337,195	94.4	336,778	94.4	△ 417	0.0

(注) 「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金または定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

●貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和5年3月末		令和6年3月末		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利 貸 出		231,285	64.6	231,404	65.5	119	0.9
変 動 金 利 貸 出		126,869	35.4	122,135	34.5	△ 4,734	△ 0.9
合 計		358,155	100.0	353,540	100.0	△ 4,615	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月末		令和6年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	425	0.1	484	0.1	59	0.0
有 価 証 券	222	0.1	286	0.1	64	0.0
動 産	30	0.0	64	0.0	34	0.0
不 動 産	11,659	3.3	11,996	3.4	337	0.1
そ の 他 の 担 保	0	0.0	67	0.0	67	0.0
計	12,337	3.4	12,899	3.6	562	0.2
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,117	0.3	996	0.3	△ 121	0.0
そ の 他 の 保 証	4,813	1.3	3,178	0.9	△ 1,635	△ 0.4
計	5,931	1.7	4,175	1.2	△ 1,756	△ 0.5
信 用	339,885	94.9	336,465	95.2	△ 3,420	0.3
合 計	358,155	100.0	353,540	100.0	△ 4,615	0.0

●債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月末		令和6年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	25	1.8	31	2.0	6	0.2
そ の 他 の 担 保	42	3.0	33	2.2	△ 9	△ 0.8
計	67	4.8	64	4.2	△ 3	△ 0.6
信 用	1,352	95.2	1,462	95.8	110	0.6
合 計	1,420	100.0	1,526	100.0	106	0.0

●貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月末		令和6年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	31,979	8.9	25,009	7.1	△ 6,970	△ 1.9
運 転 資 金	326,175	91.1	328,531	92.9	2,356	1.9
合 計	358,155	100.0	353,540	100.0	△ 4,615	0.0

●貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月末		令和6年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	2,222	0.6	2,521	0.7	299	0.1
林 業	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	54,921	15.3	54,755	15.5	△ 166	0.2
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	5,918	1.7	8,389	2.4	2,471	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	23,090	6.4	22,976	6.5	△ 114	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	13,545	3.8	10,904	3.1	△ 2,641	△ 0.7
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	30,522	8.5	27,830	7.9	△ 2,692	△ 0.7
金 融 ・ 保 険 業	87,163	24.3	85,709	24.2	△ 1,454	△ 0.1
不 動 産 業	21,598	6.0	24,637	7.0	3,039	0.9
サ ー ビ ス 業	64,922	18.1	64,083	18.1	△ 839	0.0
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	53,943	15.1	51,446	14.6	△ 2,497	△ 0.5
そ の 他	306	0.1	285	0.1	△ 21	0.0
合 計	358,155	100.0	353,540	100.0	△ 4,615	0.0

●主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月末	令和6年3月末	増 減
農 業	2,707	2,865	158
穀 作	790	889	99
野 菜 ・ 園 芸	1,207	1,327	120
果 樹 ・ 樹 園 農 業	264	329	65
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	258	148	△ 110
養 鶏 ・ 養 卵	84	79	△ 4
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	102	91	△ 11
農 業 関 連 団 体 等	14,700	15,190	490
合 計	17,407	18,056	648

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、「貸出金業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

①貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月末	令和6年3月末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	16,107	16,778	671
農 業 制 度 資 金	1,300	1,278	△ 22
農 業 近 代 化 資 金	1,300	1,278	△ 22
合 計	17,407	18,056	648

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

②受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月末	令和6年3月末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	8,910	9,850	940
合 計	8,910	9,850	940

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,128	910	—	1,128	910	910	790	—	910	790
個別貸倒引当金	3,824	4,597	20	3,803	4,597	4,597	3,909	386	4,210	3,909
合 計	4,952	5,507	20	4,932	5,507	5,507	4,700	386	5,120	4,700

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	1	17

(注) 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位: 百万円、%)

区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	43	287
危険債権 (B)	5,471	4,629
要管理債権 (C)	1,828	1,588
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,828	1,588
小計 (D = A + B + C)	7,343	6,506
正常債権 (E)	352,419	348,763
合計 (F = D + E)	359,763	355,269
担保等による保全 (G)	1,102	1,728
貸倒引当金 (H)	5,033	4,234
引当率 $H / (D - G)$	80.65	88.62
保全率 $(G + H) / D$	83.56	91.64

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
8. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
9. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

●元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

● 有価証券

● 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	174,864	15.7	147,234	13.2	△ 27,630	△ 2.5
地 方 債	121	0.0	3,933	0.4	3,812	0.4
社 債	48,945	4.4	49,829	4.5	884	0.1
株 式	4,189	0.4	3,785	0.3	△ 404	△ 0.1
外 国 証 券	565,686	50.7	444,547	39.8	△ 121,139	△ 10.9
そ の 他 の 証 券	321,318	28.8	467,003	41.8	145,685	13.0
合 計	1,115,124	100.0	1,116,334	100.0	1,210	0.0

● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

● 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年3月末								
国 債	2,004	—	8,711	4,415	6,802	66,043	—	87,977
地 方 債	—	—	—	—	98	—	—	98
社 債	960	2,996	17,376	9,888	2,082	11,282	—	44,587
株 式	—	—	—	—	—	—	9,300	9,300
外 国 証 券	14,871	43,922	101,709	209,502	80,385	—	—	450,391
その他の証券	—	43,098	207,481	37,491	54,693	5,033	84,616	432,414
令和6年3月末								
国 債	—	2,106	10,699	3,328	3,290	100,506	—	119,932
地 方 債	—	—	—	—	4,196	—	—	4,196
社 債	—	9,347	13,850	7,995	6,280	11,390	—	48,864
株 式	—	—	—	—	—	—	10,916	10,916
外 国 証 券	11,692	37,918	174,871	154,261	43,569	—	—	422,313
その他の証券	—	26,821	231,715	34,044	158,501	4,997	86,466	542,547

● 外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	令和5年3月末	令和6年3月末
外 貨 建 資 産	395,994	376,863

●有価証券の時価情報等

1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的有価証券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年3月末			令和6年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	8,705	3,183	5,522	10,220	2,922	7,297
	債 券	40,785	38,699	2,086	37,592	36,434	1,158
	国 債	34,525	32,699	1,826	29,410	28,439	971
	地 方 債	—	—	—	2,003	1,995	7
	社 債	6,260	6,000	260	6,179	6,000	179
	そ の 他	351,895	319,023	32,872	547,990	503,528	44,462
	外 国 証 券	81,412	76,442	4,970	143,553	136,643	6,910
	その他の証券	270,483	242,581	27,902	404,437	366,885	37,551
	小 計	401,388	360,906	40,481	595,804	542,886	52,918
貸 借 対 照 表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	594	740	△ 145	696	740	△ 43
	債 券	91,876	97,465	△ 5,589	135,399	144,487	△ 9,088
	国 債	53,451	57,122	△ 3,670	90,521	98,045	△ 7,524
	地 方 債	98	100	△ 1	2,193	2,200	△ 6
	社 債	38,327	40,243	△ 1,916	42,685	44,242	△ 1,556
	そ の 他	530,908	584,640	△ 53,732	416,869	456,845	△ 39,976
	外 国 証 券	368,978	408,392	△ 39,414	278,760	305,541	△ 26,780
	その他の証券	161,930	176,248	△ 14,318	138,109	151,304	△ 13,195
	小 計	623,380	682,846	△ 59,465	552,966	602,073	△ 49,107
合 計		1,024,769	1,043,753	△ 18,984	1,148,771	1,144,960	3,810

2. 金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年3月末		令和6年3月末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	22,000	—	22,000	—

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年3月末					令和6年3月末				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	63,085	64,628	△ 1,542	1,637	3,180	65,759	66,381	△ 621	1,848	2,470

※「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和5年3月末			令和6年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	331,688	332,560	△ 871	281,243	289,613	△ 8,370
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	合 計		331,688	332,560	△ 871	281,243	289,613	△ 8,370

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

● 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、千口、人、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	48,692	72,026	72,030	70,463	89,438
経 常 利 益	10,881	11,369	12,003	6,361	6,561
当 期 剰 余 金	9,514	9,418	10,427	5,726	6,351
出 資 金	60,662	102,528	103,923	105,381	105,381
(出 資 口 数)	(12,132)	(20,505)	(20,784)	(21,076)	(21,076)
純 資 産 額	201,909	272,604	249,534	207,924	232,551
総 資 産 額	3,055,897	3,182,016	3,232,440	3,116,988	3,151,588
貯 金 等 残 高	2,706,498	2,813,865	2,879,143	2,856,789	2,872,297
預 け 金 残 高	1,363,323	1,383,268	1,360,417	1,473,840	1,379,541
貸 出 金 残 高	363,004	357,748	356,593	358,155	353,540
有 価 証 券 残 高	1,115,879	1,223,778	1,258,912	1,024,769	1,148,771
剰 余 金 配 当 金 額	5,142	5,070	5,552	4,640	4,828
普 通 出 資 配 当 額	433	450	466	318	320
後 配 出 資 配 当 額	459	770	880	668	670
事 業 分 量 配 当 額	4,248	3,849	4,206	3,653	3,838
職 員 数	254	257	251	242	240
単 体 自 己 資 本 比 率	15.92	17.09	16.99	17.74	18.48

(注) 1. 総資産額には、債務保証見返が含まれています。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しております。

● 事業純益

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
事 業 純 益	4,341	△ 4,417	△ 8,758
実 質 事 業 純 益	4,341	△ 4,417	△ 8,758
コ ア 事 業 純 益	17,901	9,357	△ 8,544
	※ △ 4,133	※ 2,432	6,565
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	10,081	2,759	△ 7,322
	※ △ 11,953	※ △ 4,165	7,788

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

※ ヘッジ取引解消に伴う費用(令和4年度:△ 22,034 百万円、令和5年度:△ 6,924 百万円)調整前

● 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
資 金 運 用 収 支	25,849	23,028	△ 2,820
資 金 運 用 収 益	40,069	37,060	△ 3,009
資 金 調 達 費 用	14,220	14,031	△ 188
役 務 取 引 等 収 支	△ 209	△ 250	△ 40
役 務 取 引 等 収 益	197	196	△ 1
役 務 取 引 等 費 用	407	447	39
そ の 他 事 業 収 支	△ 17,063	△ 23,191	△ 6,128
そ の 他 事 業 収 益	26,549	40,215	13,666
そ の 他 事 業 費 用	43,613	63,407	19,794
事 業 粗 利 益	8,575	△ 413	△ 8,989
事 業 粗 利 益 率	0.29	△ 0.01	△ 0.30

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。

3. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り

資金調達勘定利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100

4. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

5. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

6. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

7. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定(貸出金＋有価証券＋コールローン＋買現先勘定＋債券貸借取引支払保証金＋買入手形＋買入金銭債権＋預け金＋その他(従業員貸付金等))平均残高×100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,923,811	40,069	1.37	2,887,093	37,060	1.28
う ち 預 け 金	1,451,426	7,986	0.55	1,413,933	7,189	0.51
う ち 有 価 証 券	1,115,124	29,256	2.62	1,116,334	26,950	2.41
う ち 貸 出 金	357,182	2,825	0.79	356,765	2,919	0.82
資 金 調 達 勘 定	2,873,691	14,220	0.49	2,814,200	14,031	0.50
う ち 貯 金	2,893,996	14,561	0.50	2,891,675	14,459	0.50
う ち 譲 渡 性 貯 金	8,050	0	0.00	4,335	0	0.01
う ち 借 用 金	15,869	—	—	2,145	—	—
総 資 金 利 ざ や			0.73			0.64

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）× 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金運用勘定の「うち有価証券」の利息には、投資信託解約損益が含まれています。

4. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

5. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受 取 利 息	10,651	△ 3,009
う ち 預 け 金	△ 1,173	△ 797
う ち 有 価 証 券	11,835	△ 2,306
う ち 貸 出 金	△ 6	94
支 払 利 息	△ 159	△ 188
う ち 貯 金	△ 201	△ 101
う ち 譲 渡 性 貯 金	0	0
う ち 借 用 金	—	—
差 引	10,811	△ 2,820

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 受取利息の「うち有価証券」には、投資信託解約損益が含まれています。

4. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

5. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	1,972	1,930
給 料 手 当 等	1,610	1,558
福 利 厚 生 費	296	290
退 職 給 付 費 用	50	67
役 員 退 職 慰 労 金	2	0
役員退職慰労引当金繰入額	12	14
物 件 費	2,112	1,926
事 業 推 進 費	826	655
債 権 管 理 費	11	11
旅 費 交 通 費	17	24
業 務 費	622	591
負 担 金	236	215
施 設 費	394	423
雑 費	4	5
税 金	148	146
経 費 合 計	4,234	4,004

(注) 給与手当等には、役員報酬、賞与引当金繰入額が含まれています。

● 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会承認後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

項 目	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	72	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員13名、理事4名、監事4名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会(構成：当会の会員JA組合長から選出された委員4人を含む)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって支給額を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和5年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

● その他の諸指標

● 利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	12.5	12.3	△ 0.2
(期 中 平 均)	12.3	12.3	0.0
貯 証 率 (期 末)	35.9	40.0	4.1
(期 中 平 均)	38.4	38.5	0.1
一従業員当り貯金平均残高	11,292	11,356	64
一従業員当り貸出金平均残高	1,389	1,399	9
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.21	0.01
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18	0.20	0.02
純 資 産 経 常 利 益 率	3.33	3.13	△ 0.20
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.00	3.03	0.04

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。
2. 貸出金には、コールローンが含まれています。
3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

● 出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
出 資 金	60,662	102,528	103,923	105,381	105,381
(うち後配出資金)	(46,206)	(87,312)	(88,280)	(89,348)	(89,348)
(出資口数)	(12,132)	(20,505)	(20,784)	(21,076)	(21,076)
合 計	60,662	102,528	103,923	105,381	105,381

● 代理業務

● 代理貸付残高

(単位：百万円)

金 融 機 関 等	令和5年3月末	令和6年3月末
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	8,910	9,850
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	46	35
独立行政法人 住宅金融支援機構	10,436	9,348
独立行政法人 福祉医療機構	321	276
合 計	19,715	19,511

● 自動機

● 現金自動機器設置台数

(令和6年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	6
農 協 設 置 A T M	408

ATM……現金自動預入・支払機

● 自己資本の充実の状況

● 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、令和6年3月末における自己資本比率は、18.48%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	160億円(前年度160億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	893億円(前年度893億円)

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	経過措置による不算入額	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資または非累積の永久優先出資に係る会員資本の額	223,811		225,333	
うち、出資金及び資本準備金の額	105,381		105,381	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	123,038		124,749	
うち、外部流出予定額(△)	4,640		4,828	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,612		7,594	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,612		7,594	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	231,423		232,928	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	122		88	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122		88	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	122		88	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	231,301		232,839	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,283,825		1,244,690	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,832		15,014	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,303,657		1,259,705	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	17.74%		18.48%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目		令和4年度			令和5年度			
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	現金	2,946	—	—	3,613	—	—	
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	89,934	—	—	126,722	—	—	
	外国の中央政府及び中央銀行向け	81,349	17,025	681	86,686	15,901	636	
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	
	我が国の地方公共団体向け	55,939	396	15	55,564	—	—	
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	8,708	1,741	69	16,062	2,015	80	
	国際開発銀行向け	7,548	1,509	60	7,401	1,259	50	
	地方公共団体金融機構向け	1,799	359	14	3,288	657	26	
	我が国の政府関係機関向け	6,860	820	32	7,130	864	34	
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,889,722	362,909	14,516	1,720,587	331,807	13,272	
	法人等向け	346,455	179,559	7,182	358,324	177,340	7,093	
	中小企業等向け及び個人向け	1,996	1,256	50	1,919	1,230	49	
	抵当権付住宅ローン	170	59	2	128	44	1	
	不動産取得等事業向け	632	629	25	568	567	22	
	三月以上延滞等	17	4	0	257	247	9	
	取立未済手形	87	17	0	47	9	0	
	信用保証協会等による保証付	2,401	234	9	2,057	201	8	
	出資等	6,759	6,759	270	6,371	6,371	254	
	（うち出資等のエクスポージャー）	6,759	6,759	270	6,371	6,371	254	
	上記以外	219,982	498,131	19,925	201,662	479,669	19,186	
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	16,681	41,702	1,668	16,680	41,700	1,668	
	（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	167,606	419,016	16,760	167,603	419,009	16,760	
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,286	3,216	128	1,190	2,975	119	
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—	
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—	
	（うち上記以外のエクスポージャー）	34,407	34,195	1,367	16,188	15,983	639	
	証券化	—	—	—	—	—	—	
	（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	
	（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	
	再証券化	—	—	—	—	—	—	
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	505,284	211,416	8,456	606,537	225,659	9,026	
	（うちレックスルー方式）	505,284	211,416	8,456	606,537	225,659	9,026	
	（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—	
	（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—	
	（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—	
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—	
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—		—	—	
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			1,282,833	51,313		1,243,847	49,753
	CVAリスク相当額÷8%			992	39		843	33
	中央清算機関関連エクスポージャー			—	—		—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）			1,283,825	51,353		1,244,690	49,787
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %		
19,832		793		15,014	600			
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） 計	所要自己資本額		リスク・アセット等（分母） 計	所要自己資本額			
	a	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %			
	1,303,657	52,146		1,259,705	50,388			

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削除手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉
- (粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを優良貸出資産形成に当たっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

〈貸倒引当金算定方法の概要〉

当会における貸倒引当金等の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる予想損失額に相当する額を計上しています。なお、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には当該必要額を繰り入れています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権について、貸倒実績率による方法、キャッシュフローを見積もる方法、売却可能額を見積もる方法のいずれかの方法により、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権について、自己査定の結果発生したⅢ分類及びⅣ分類の全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額（Ⅳ分類で直接償却を行うものを除く。）を計上しています。

※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（1）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		令和4年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		2,338,261	445,563	238,870	—	17	2,269,339	430,259	297,478	—	257
国 外		385,049	—	385,049	—	—	329,053	—	329,053	—	—
地域別残高計		2,723,311	445,563	623,920	—	17	2,598,393	430,259	626,532	—	257
法 人	農業	2,626	2,626	—	—	—	3,071	3,071	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	651	651	—	—	—
	製造業	85,468	55,128	29,053	—	—	87,393	54,284	32,024	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	33,567	26,824	5,932	—	—	39,574	32,431	6,475	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	23,849	23,109	—	—	—	23,729	22,989	—	—	—
	運輸・通信業	22,404	13,549	7,900	—	—	29,362	10,878	17,529	—	—
	金融・保険業	2,155,706	173,031	371,964	—	—	1,979,604	160,765	302,435	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	103,901	95,709	7,331	—	12	103,599	92,323	10,474	—	252
	日本国政府・地方公共団体	145,873	53,854	92,019	—	—	183,793	51,362	132,430	—	—
	上記以外	110,413	—	109,718	—	—	125,857	—	125,162	—	—
個 人		1,729	1,729	—	—	5	1,500	1,500	—	—	4
その他		37,770	—	—	—	—	20,256	—	—	—	—
業種別残高計		2,723,311	445,563	623,920	—	17	2,598,393	430,259	626,532	—	257
1年以下		1,646,775	165,786	11,133	—	—	1,534,659	143,671	11,432	—	—
1年超3年以下		128,347	57,279	67,068	—	—	124,427	57,152	67,274	—	—
3年超5年以下		145,120	62,845	82,275	—	—	192,619	101,304	91,315	—	—
5年超7年以下		263,041	86,124	176,916	—	—	216,603	46,396	170,206	—	—
7年超10年以下		242,735	40,966	201,769	—	—	213,372	50,807	162,565	—	—
10年超		116,222	32,464	83,757	—	—	153,377	30,639	122,737	—	—
期限の定めのないもの		181,068	96	1,000	—	—	163,333	287	1,000	—	—
残存期間別残高計		2,723,311	445,563	623,920	—	—	2,598,393	430,259	626,532	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,128	910	—	1,128	910	910	790	—	910	790
個別貸倒引当金	3,824	4,597	20	3,803	4,597	4,597	3,909	386	4,210	3,909

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
法人	農業	98	96	98	96	—	96	43	96	43
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	192	1,040	192	1,040	—	1,040	931	1,040	931
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	0	—	0	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	17	11	17	11	—	11	—	11	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,291	3,223	3,291	3,223	0	3,223	2,723	3,223	2,723
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	225	224	225	224	0	224	212	224	212	—
業種別計	3,824	4,597	3,824	4,597	1	4,597	3,909	4,597	3,909	17

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	243,569	243,569	—	284,967
	2%	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—
	10%	—	7,859	7,859	—	7,625
	20%	75,850	1,904,855	1,980,706	96,804	1,744,624
	35%	—	170	170	—	127
	50%	153,455	18	153,473	142,650	16
	75%	—	1,818	1,818	—	1,749
	100%	22,923	127,215	150,138	25,446	108,904
	150%	—	—	—	—	—
	250%	—	185,574	185,574	—	185,474
	その他	—	—	—	—	—
合計	252,229	2,471,082	2,723,311	264,901	2,333,491	2,598,393

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
- なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	205	5,418	—	295	4,816	—
中小企業等向け及び個人向け	53	0	—	22	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	10	—	—	—	—	—
合 計	268	5,418	—	317	4,816	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法等を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を想定していないため、リスク管理の方針及び手続きは定めていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,328	3,308	—	—	—	3,308
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	1,328	3,308	—	—	—	3,308
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	1,328	3,308	—	—	—	3,308

令和5年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	2,812	—	—	—	2,812
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	2,812	—	—	—	2,812
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—	—
合 計	—	2,812	—	—	—	2,812

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、「証券化エクスポージャー」を投資対象としており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

なお、現時点で当会として「再証券化エクスポージャー」は保有していませんが、取得に当たっては「証券化エクスポージャー」に準じて取り扱います。

◇体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性、その裏付け資産に関する包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、証券化取引についての構造上の特性等を把握するため、定期的にモニタリングを実施しています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、当会が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当会では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当会では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方針を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定の株式・投資証券及び外部出資勘定の株式・出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式・投資証券についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	9,300	9,300	10,916	10,916
非上場	137,986	137,986	138,017	138,017
合 計	147,286	147,286	148,934	148,934

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,016	—	—	801	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
5,522	145	7,297	43

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	211,416	225,659
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損害を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」については金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクである「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

当会のリスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

○リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

当会では、金利リスクを含む「市場リスク」を重要なリスクの一つであり極めて重要な収入源であると認識し、適切な管理体制のもとで一体的に管理をしています。

市場リスク管理においては、「市場リスク管理要綱」を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差額限度額の基準を設定し日次管理を行うとともに、VaR法等によりリスク量を計測し、自己資本対比でのリスクの把握と管理に努めています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理及びリスクの削減の方針

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やストレステストに基づくリスクシミュレーションなどを行いリスク削減に努めています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALM委員会等の協議内容を踏まえ余裕金運用会議、リスク管理委員会及び理事会に、管理運営状況については、執行はフロント・セクション、モニタリングはリスク管理部署が担当し、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しています。

○金利リスク計測の頻度

当会は、月次でVaR法による金利、為替、株式、市場統合の各リスク量を計測しています。また、月次で銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法

当会は、金利スワップやオプション取引等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.045年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提

キャッシュ・フロー展開において、一定の前提を置いたスプレッドは考慮していません。

○内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

○前年度末の開示からの変動に関する事項

Δ EVEの前年度末からの変動要因は、債券の購入等によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクに関する事項

○金利ショックについて

当会では、リスク資本配賦管理として、市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産・負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法によるVaR法（観測期間1,000日、信頼区間99%、保有期間60日）により、金利とあわせ為替、株式、市場統合の各リスク量を毎月計測・評価し、リスク管理委員会等で市場変動に伴う損失発生可能性額の把握に努めています。

○金利リスク計測の前提及びその意味

農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点はありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	53,164	40,971	6,272	6,082
2	下方パラレルシフト	0	0	729	815
3	スティープ化	34,405	26,822		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	9,941	7,477		
6	短期金利低下	1,508	1,052		
7	最大値	53,164	40,971	6,272	6,082
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	232,839		231,301	

(補足説明)

「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

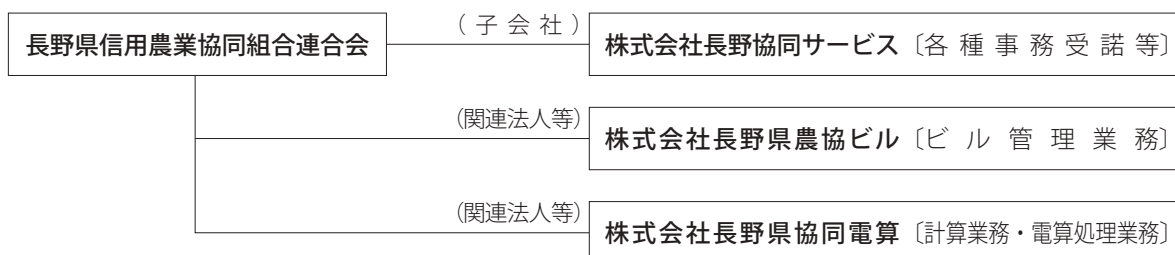
「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

● 連結情報

● グループの概況



● 子会社等の状況

会社名	株式会社長野協同サービス	株式会社長野県農協ビル	株式会社長野県協同電算
主たる営業所または事業所の所在地	長野市大字南長野 北石堂町 1198-15	長野市大字南長野 北石堂町 1177-3	長野市中御所 1-25-1
設立年月日	平成3年7月1日	昭和59年10月31日	昭和49年10月1日
資本金または出資金	30百万円	100百万円	2,332百万円
事業の内容	各種事務受託、労働者派遣業務	J Aビルにかかる不動産の所有、管理、賃貸業務他	電子計算機等による計算受託業務他
当会の議決権比率	100.00%	29.60%	19.98%
当会及び他の子会社等の議決権比率	100.00%	29.60%	19.98%

● 事業の概況

株式会社 長野協同サービス

当社は、当会の業務効率化のために設立された当会 100% 出資の子会社であり、当会事務の請負及び労働者派遣を中心に事業展開を行っております。

令和5年度の請負業務は、長野県 J Aバンクアカデミー事務局業務、事務集中センター業務、文書類等の集配・保管管理、当会所有の建物車両管理等を主な業務として取り組んだ結果、事業別売上高は前年比 0.3% の増収となりました。

また、労働者派遣業務は、長野県 J Aバンクの事務効率化に寄与するため、当会及び J A 等へ職員を派遣しておりますが、事業別売上高は前年比 0.7% の減収となりました。売上高全体では前年比微増の 1 億 7,446 万円となりました。

一方、営業費用は、長野県 J Aバンクアカデミー事務局業務にかかる研修業務費等が増加したものの、人件費が減少したことから前年比 2.7% の減少となりました。

この結果、経常利益は 2,031 万円、当期純利益は 1,320 万円を計上しました。

株式会社 長野県農協ビル

当社は、当会及び他連合会等と共有している J A 長野県ビルの運営・管理業務を行っている関連法人であります。

営業収益は、受託管理料及び貸室料が前年同水準を確保、会議室使用料等の受入使用料が対面機会の復活傾向を反映した貸会議室需要により増加したことから、全体では前年比 2.7% の増収となりました。

一方、営業費用は、経費全般の節減に努めたことで、前年比 6.1% の減少となりました。

この結果、経常利益は 7,201 万円、当期純利益は 4,385 万円を計上しました。

株式会社 長野県協同電算

当社は、当会、県下ＪＡ、他連合会及び関連企業等の電算業務受託、ソフトウェアの開発・販売、自営通信ネットワークの運営・管理、インターネット・イントラネットの運営・管理等の事業を行っている関連法人であります。

令和５年度は、第１１次経営計画の中間年度にあたり、ＪＡ長野県グループの総合情報センターとして、関係機関と連携し、基本目標の達成に向けた重点実施事項について鋭意遂行してまいりました。

売上高は、計算事務受託料が前年比１．７％の減収、ＪＡＮＩＳ事業収入が前年比０．７％の減収となりましたが、県外系統受託料が前年比２９．４％の増収等となり、全体では前年比１．４％の増収となりました。

一方、外注委託費用の増加等により売上原価は増加しました。

この結果、経常利益は２億５，３６７万円、当期純利益は７，１１４万円を計上しました。

●最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、％)

項 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
連 結 経 常 収 益	48,735	72,056	72,079	70,509	89,741
連 結 経 常 利 益	10,933	11,412	12,058	6,414	6,604
連 結 当 期 剰 余 金	9,559	9,453	10,478	5,773	6,387
連 結 純 資 産 額	203,584	274,314	251,295	209,733	234,395
連 結 総 資 産 額	3,057,403	3,183,544	3,204,951	3,093,373	3,128,206
連 結 自 己 資 本 比 率	16.04	17.18	17.10	17.85	18.60

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年度金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しております。

●連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和４年度 (令和５年３月３１日現在)	令和５年度 (令和６年３月３１日現在)	科 目	令和４年度 (令和５年３月３１日現在)	令和５年度 (令和６年３月３１日現在)
■資産の部			■負債の部		
現 金	2,946	3,613	貯 金	2,856,577	2,872,069
預 け 金	1,473,840	1,379,541	借 用 金	6,600	—
金 銭 の 信 託	85,085	87,759	代 理 業 務 勘 定	1	13
有 価 証 券	1,024,769	1,148,771	そ の 他 負 債	10,818	11,969
貸 出 金	358,155	353,540	諸 引 当 金	7,010	7,094
そ の 他 資 産	9,890	16,311	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,212	1,137
有 形 固 定 資 産	1,787	1,735	債 務 保 証	1,420	1,526
建 物	769	728	負 債 の 部 合 計	2,883,640	2,893,810
土 地	848	848	■純資産の部		
その他の有形固定資産	169	158	出 資 金	105,381	105,381
無 形 固 定 資 産	169	122	資 本 剰 余 金	31	31
ソ フ ト ウ ェ ア	160	113	利 益 剰 余 金	124,847	126,594
その他の無形固定資産	9	9	会 員 資 本 合 計	230,260	232,007
外 部 出 資	139,590	139,644	その他有価証券評価差額金	△ 20,526	2,388
繰 延 税 金 資 産	1,225	341	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 20,526	2,388
債 務 保 証 見 返	1,420	1,526	純 資 産 の 部 合 計	209,733	234,395
貸 倒 引 当 金	△ 5,507	△ 4,700			
資 産 の 部 合 計	3,093,373	3,128,206	負債及び純資産の部 合計	3,093,373	3,128,206

●連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
経常収益	70,509	89,471
資金運用収益	40,069	37,060
貸出金利	2,825	2,919
預け金利	27	26
有価証券利息配当金	29,256	26,950
その他の受入利息	7,960	7,164
(うち受取奨励金)	(7,155)	(7,054)
(うち受取特別配当金)	(803)	(108)
役務取引等収益	210	211
その他の事業収益	26,544	40,211
その他の経常収益	3,684	11,988
経常費用	64,095	82,867
資金調達費用	14,607	14,471
貯金利息	175	195
譲渡性貯金利息	0	0
その他の支払利息	14,432	14,275
(うち支払奨励金)	(14,386)	(14,264)
役務取引等費用	407	447
その他の事業費用	43,613	63,407
経常費用	4,227	3,994
その他の経常費用	1,239	545
(うち貸倒引当金繰入額)	(574)	—
経常利益	6,414	6,604
特別利益	—	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	3	1
固定資産処分損失	0	1
減損	3	—
税引前当期利益	6,410	6,602
法人税、住民税及び事業税	542	132
法人税等調整額	94	83
法人税等合計	636	215
当期剰余金	5,773	6,387

●連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	31	31
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	31	31
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	124,626	124,847
2 利益剰余金増加高	5,773	6,387
当期剰余金	5,773	6,387
3 利益剰余金減少高	5,552	4,640
配当金	5,552	4,640
4 利益剰余金期末残高	124,847	126,594

●連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	6,410	6,602
減価償却費	119	129
減損損失	3	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	554	△ 807
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 130	△ 75
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	50	84
資金運用収益	△ 40,069	△ 37,060
資金調達費用	14,607	14,471
有価証券関係損益 (△は益)	△ 9,880	△ 2,220
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 1,711	△ 2,138
外部出資関係損益 (△は益)	10	0
為替差損益 (△は益)	△ 4,615	△ 30,499
固定資産処分損益 (△は益)	0	1
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,561	4,614
預け金の純増 (△) 減	38,000	84,000
貯金の純増減 (△)	△ 22,366	15,492
借入金の純増減 (△)	△ 21,900	△ 6,600
資金運用による収入	40,991	36,475
資金調達による支出	△ 14,631	△ 14,430
事業分量配当金の支払額	△ 4,206	△ 3,653
その他	△ 21,582	2,931
小 計	△ 41,909	67,319
法人税等の支払額	△ 863	△ 266
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,773	67,052
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 433,118	△ 697,806
有価証券の売却による収入	618,050	603,380
有価証券の償還による収入	30,087	18,427
金銭の信託の増加による支出	△ 34,315	△ 5,151
金銭の信託の減少による収入	13,063	5,537
固定資産の取得による支出	△ 96	△ 31
固定資産の売却による収入	—	0
外部出資による支出	△ 63	△ 68
外部出資による収入	14	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	193,623	△ 75,698
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1,457	—
出資配当金の支払額	△ 1,346	△ 986
財務活動によるキャッシュ・フロー	110	△ 986
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	150,960	△ 9,632
6 現金及び現金同等物の期首残高	64,787	215,748
7 現金及び現金同等物の期末残高	215,748	206,115

●令和4年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社
株式会社長野協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2社
株式会社長野県農協ビル
株式会社長野県協同電算
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結される子会社の決算日は3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
株式会社長野協同サービスに係るのれんは発生年度以降5年間で均等償却し、平成14年度で終了しております。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」の中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,026百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
 - ④ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) 退職給付にかかる会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- (10) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

3. 会計方針の変更に関する事項

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過期的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,507百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各

債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「7.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「7.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,119百万円であります。

(2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	13百万円	15百万円	29百万円
オペレーティング・リース	13百万円	24百万円	37百万円

(3) 連結貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券1,186百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。

(4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に82,594百万円含まれております。

(5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額

該当ありません。

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	43百万円
危険債権額	5,471百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,828百万円
合計額	7,343百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、474百万円であります。

(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、100,488百万円であります。

(9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する事項

(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は20百万円であります。

(2) 当連結会計年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	建物等	小諸市	3百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

7. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的・売買目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。

また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。

b 市場リスクの管理

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。

このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、V a R法やB P V法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、A L Mの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で74,182百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJ Aバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,473,840	1,473,754	△ 85
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	22,000	22,000	—
その他の金銭の信託	63,085	63,085	—
有価証券			
その他有価証券	1,024,769	1,024,769	—
貸出金	358,155		
貸倒引当金	△ 5,459		
貸倒引当金控除後	352,695	354,257	1,561
資 産 計	2,936,391	2,937,867	1,475
貯金	2,856,577	2,856,447	△ 129
借入金	6,600	6,600	—
負 債 計	2,863,177	2,863,047	△ 129
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(871)	(871)	—
デリバティブ取引計	(871)	(871)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

連結貸借対照表計上額	
外部出資	139,590 百万円
合 計	139,590 百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 外部出資のうち、投資事業有限責任組合への出資金64百万円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,473,840	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	16,974	44,800	45,636	86,158	254,198	609,874
貸出金	89,271	36,645	30,468	32,389	31,170	138,191
合 計	1,580,086	81,446	76,104	118,548	285,369	748,065

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）8,523百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金32,109百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等17百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,850,805	3,696	1,922	25	104	22
借 入 金	6,600	—	—	—	—	—
合 計	2,857,405	3,696	1,922	25	104	22

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類		連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	34,525	32,699	1,826
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	6,260	6,000	260
	外 国 証 券	81,412	76,442	4,970
	株 式	8,705	3,183	5,522
	受 益 証 券	270,120	242,380	27,740
	投 資 証 券	363	201	162
	小 計	401,388	360,906	40,481
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	53,451	57,122	△ 3,670
	地 方 債	98	100	△ 1
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	38,327	40,243	△ 1,916
	外 国 証 券	368,978	408,392	△ 39,414
	株 式	594	740	△ 145
	受 益 証 券	161,930	176,248	△ 14,318
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	623,380	682,846	△ 59,465
合 計	1,024,769	1,043,753	△ 18,984	

(注) 上記差額合計△18,984百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	472,781 百万円	18,224 百万円	9,928 百万円
株 式	1,463	1,016	—
その他	7,661	437	114
合 計	481,906	19,678	10,042

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	22,000 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

② その他の金銭の信託

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	63,085 百万円	64,628 百万円	△ 1,542 百万円	1,637 百万円	△ 3,180 百万円

(注) 1. 上記差額合計△1,542百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

10. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,540 百万円
勤務費用	126 百万円
利息費用	7 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 99 百万円
退職給付の支払額	△ 229 百万円
期末における退職給付債務	2,345 百万円

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,197 百万円
期待運用収益	8 百万円
事業主からの拠出額	61 百万円
退職給付の支払額	△ 134 百万円
期末における年金資産	1,133 百万円

c 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,345 百万円
年金資産	△ 1,133 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,212 百万円
退職給付引当金	1,212 百万円

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	126 百万円
利息費用	7 百万円
期待運用収益	△ 8 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 99 百万円
小計	26 百万円
その他	24 百万円
合計	50 百万円

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	100%

f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。

g 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）	
割引率	0.441%
長期期待運用収益率	0.726%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、202 百万円となっております。

11. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,144 百万円
貸出金償却超過額	195 百万円
退職給付引当金超過額	335 百万円
相互援助積立金	1,853 百万円
支払奨励金未払費用	636 百万円
その他	402 百万円
繰延税金資産小計	4,569 百万円
評価性引当額	△ 3,340 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,228 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 3 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 3 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	1,225 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久差異	0.15%
受取配当金益金不算入等	△ 5.42%
事業分量配当金等	△ 15.75%
評価性引当額	3.41%
その他	△ 0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.92%

●令和5年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社
株式会社長野協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2社
株式会社長野県農協ビル
株式会社長野県協同電算
- (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
連結される子会社の決算日は3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
株式会社長野協同サービスに係るのれんは発生年度以降5年間で均等償却し、平成14年度で終了しております。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」の中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,084百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
 - ④ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県JAバンク支援制度要綱」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) 退職給付にかかる会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- (10) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 4,700百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
- b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,189百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 13百万円 | 20百万円 | 34百万円 |
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 45百万円 | 58百万円 |
- (3) 連結貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券1,158百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に29,970百万円、外国証券に43,661百万円含まれております。
- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額該当ありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 287百万円 |
| 危険債権額 | 4,629百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,588百万円 |
| 合計額 | 6,506百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、360百万円であります。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、99,089百万円であります。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金38,009百万円が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は386百万円であります。

6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当会は、長野県を事業区域として、県内のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託及び株式等であり、純投資目的（その他目的・売買目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、ＡＬＭの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
- また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ＡＬＭの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
- なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券・貯金であります。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で32,397百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,379,541	1,379,040	△500
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	22,000	22,000	—
その他の金銭の信託	65,759	65,759	—
有価証券			
その他有価証券	1,148,771	1,148,771	—
貸出金	353,540		
貸倒引当金	△4,652		
貸倒引当金控除後	348,887	349,081	194
資 産 計	2,964,958	2,964,652	△306
貯金	2,872,069	2,870,817	△1,251
負 債 計	2,872,069	2,870,817	△1,251
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(8,370)	(8,370)	—
デリバティブ取引計	(8,370)	(8,370)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	138,017百万円
合 計	138,017百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 外部出資のうち、投資事業有限責任組合への出資金95百万円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,379,541	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	11,730	28,333	48,826	158,005	280,909	641,604
貸出金	77,000	31,960	33,827	34,741	66,825	108,927
合 計	1,468,272	60,293	82,654	192,746	347,734	750,531

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 8,579 百万円については「1 年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 32,109 百万円については「5 年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 257 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,860,140	9,575	2,190	89	21	52
合 計	2,860,140	9,575	2,190	89	21	52

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類		連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	29,410	28,439	971
	地 方 債	2,003	1,995	7
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	6,179	6,000	179
	外 国 証 券	143,553	136,643	6,910
	株 式	10,220	2,922	7,297
	受 益 証 券	404,341	366,827	37,513
	投 資 証 券	96	58	38
	小 計	595,804	542,886	52,918
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	90,521	98,045	△ 7,524
	地 方 債	2,193	2,200	△ 6
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	42,685	44,242	△ 1,556
	外 国 証 券	278,760	305,541	△ 26,780
	株 式	696	740	△ 43
	受 益 証 券	138,109	151,304	△ 13,195
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	552,966	602,073	△ 49,107
合 計	1,148,771	1,144,960	3,810	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 972 百万円を差し引いた金額 2,838 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	375,715 百万円	6,533 百万円	9,882 百万円
株 式	1,062	801	—
その他	49,031	8,261	3,653
合 計	425,809	15,597	13,535

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	22,000 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

② その他の金銭の信託

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	65,759 百万円	66,381 百万円	△ 621 百万円	1,848 百万円	△ 2,470 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産 172 百万円を加えた金額 △ 449 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

- ② 確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|------------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,345 百万円 |
| 勤務費用 | 116 百万円 |
| 利息費用 | 10 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △ 52 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 192 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | <u>2,227 百万円</u> |
- b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|------------|------------------|
| 期首における年金資産 | 1,133 百万円 |
| 期待運用収益 | 8 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 60 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 112 百万円 |
| 期末における年金資産 | <u>1,089 百万円</u> |
- c 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|-----------------------|------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,227 百万円 |
| 年金資産 | △ 1,089 百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,137 百万円 |
| 退職給付引当金 | <u>1,137 百万円</u> |
- d 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|---------------|
| 勤務費用 | 116 百万円 |
| 利息費用 | 10 百万円 |
| 期待運用収益 | △ 8 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △ 52 百万円 |
| 小計 | 65 百万円 |
| その他 | 1 百万円 |
| 合計 | <u>67 百万円</u> |
- e 年金資産の内訳
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率 | |
| 現金及び預金 | 44.3% |
| 共済預け金 | 55.7% |
| 合計 | <u>100%</u> |
- f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。
- g 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 0.761% |
| 長期期待運用収益率 | 0.737% |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、173 百万円となっております。

10. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	954 百万円
貸出金償却超過額	122 百万円
退職給付引当金超過額	314 百万円
相互援助積立金	1,882 百万円
支払奨励金未払費用	646 百万円
その他	291 百万円
繰延税金資産小計	4,211 百万円
評価性引当額	△ 3,067 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,144 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 800 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 2 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 803 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	341 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|-------------------|----------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久差異 | 0.17% |
| 受取配当金益金不算入等 | △ 5.26% |
| 事業分量配当金等 | △ 16.07% |
| 評価性引当額 | △ 4.14% |
| その他 | 0.90% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 3.26% |

●財務諸表の適正性等にかかる確認

- ① 私は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等へ適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月28日

代表理事理事長

佐藤卓治

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

●連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位: 百万円、%)

区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	43	287
危険債権 (B)	5,471	4,629
要管理債権 (C)	1,828	1,588
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,828	1,588
小計 (D = A + B + C)	7,343	6,506
正常債権 (E)	352,419	348,763
合計 (F = D + E)	359,763	355,269
担保等による保全 (G)	1,102	1,728
貸倒引当金 (H)	5,033	4,234
引当率 $H / (D - G)$	80.65	88.62
保全率 $(G + H) / D$	83.56	91.64

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
8. 担保等による保全額のうち、要管理債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
9. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

●事業の種類別情報

連結子会社の営む信用事業以外の事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

●自己資本の充実の状況（連結）

1. 連結の範囲に関する事項

◇連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

◇連結子会社等数並びに主要な連結子会社等の名称及び主要な業務内容

・連結子会社数 1社

名 称	主要な業務内容
株式会社長野協同サービス	各種事務受託、労働者派遣業務

・連結関連法人数 2社

名 称	主要な業務内容
株式会社長野県農協ビル	JAビルにかかる不動産の所有、管理、賃貸業務他
株式会社長野県協同電算	電子計算機等による計算受託業務他

◇比例連結が適用される関連法人

該当ありません。

◇連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当ありません。

◇連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当ありません。

◇連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

(1) 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、令和6年3月末における連結自己資本比率は、18.60%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	160億円(前年度160億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	893億円(前年度893億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	経過措置による不算入額	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	225,624		227,182	
うち、出資金及び資本剰余金の額	105,381		105,381	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	124,852		126,599	
うち、外部流出予定額 (△)	4,640		4,828	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,612		7,594	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,612		7,594	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	233,237		234,777	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	122		88	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122		88	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
退職給付に係る資産の額	—		—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	122		88	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	233,114		234,688	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,285,433		1,246,321	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,847		15,031	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,305,280		1,261,352	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	17.85%		18.60%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目		令和4年度			令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		2,946	—	—	3,613	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		89,934	—	—	126,722	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		81,349	17,025	681	86,686	15,901	636
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		55,939	396	15	55,564	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		8,708	1,741	69	16,062	2,015	80
国際開発銀行向け		7,548	1,509	60	7,401	1,259	50
地方公共団体金融機構向け		1,799	359	14	3,288	657	26
我が国の政府関係機関向け		6,860	820	32	7,130	864	34
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		1,889,722	362,909	14,516	1,720,587	331,807	13,272
法人等向け		346,455	179,559	7,182	358,324	177,340	7,093
中小企業等向け及び個人向け		1,996	1,256	50	1,919	1,230	49
抵当権付住宅ローン		170	59	2	128	44	1
不動産取得等事業向け		632	629	25	568	567	22
三月以上延滞等		17	4	0	257	247	9
取立未済手形		87	17	0	47	9	0
信用保証協会等による保証付		2,401	234	9	2,057	201	8
出資等		8,367	8,367	334	8,002	8,002	320
（うち出資等のエクスポージャー）		8,367	8,367	334	8,002	8,002	320
上記以外		219,982	498,131	19,925	201,662	479,669	19,186
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー）		16,681	41,702	1,668	16,680	41,700	1,668
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象 普通出資等に係るエクスポージャー）		167,606	419,016	16,760	167,603	419,009	16,760
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）		1,286	3,216	128	1,190	2,975	119
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段 に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		34,407	34,195	1,367	16,188	15,983	639
証券化		—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）		—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）		—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		505,284	211,416	8,456	606,537	225,659	9,026
（うちルックスルー方式）		505,284	211,416	8,456	606,537	225,659	9,026
（うちマンドेट方式）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）		—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額（△）			—	—		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計			1,284,440	51,377		1,245,477	49,819
CVAリスク相当額÷8%			992	39		843	33
中央清算機関関連エクスポージャー			—	—		—	—
合計（信用リスク・アセットの額）			1,285,433	51,417		1,246,321	49,852
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %		a		b = a × 4 %	
	19,847	793		15,031		601	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %		a		b = a × 4 %	
	1,305,280	52,211		1,261,352		50,454	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削除方法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
- （オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法（基礎的手法））
- （粗利益（正の値の場合に限る）× 15%）の直近 3 年間の合計額
直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P87）をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		令和4年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		2,339,869	445,563	238,870	—	17	2,270,970	430,259	297,478	—	257
国 外		385,049	—	385,049	—	—	329,053	—	329,053	—	—
地域別残高計		2,724,919	445,563	623,920	—	17	2,600,023	430,259	626,532	—	257
法 人	農業	2,626	2,626	—	—	—	3,071	3,071	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	651	651	—	—	—
	製造業	85,468	55,128	29,053	—	—	87,393	54,284	32,024	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	33,567	26,824	5,932	—	—	39,574	32,431	6,475	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	23,849	23,109	—	—	—	23,729	22,989	—	—	—
	運輸・通信業	22,404	13,549	7,900	—	—	29,362	10,878	17,529	—	—
	金融・保険業	2,155,706	173,031	371,964	—	—	1,979,604	160,765	302,435	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	103,901	95,709	7,331	—	12	103,599	92,323	10,474	—	252
	日本国政府・地方公共団体	145,873	53,854	92,019	—	—	183,793	51,362	132,430	—	—
	上記以外	112,021	—	109,718	—	—	127,487	—	125,162	—	—
個 人		1,729	1,729	—	—	5	1,500	1,500	—	—	4
その他		37,770	—	—	—	—	20,256	—	—	—	—
業種別残高計		2,724,919	445,563	623,920	—	17	2,600,023	430,259	626,532	—	257
1年以下		1,646,775	165,786	11,133	—		1,534,659	143,671	11,432	—	
1年超3年以下		128,347	57,279	67,068	—		124,427	57,152	67,274	—	
3年超5年以下		145,120	62,845	82,275	—		192,619	101,304	91,315	—	
5年超7年以下		263,041	86,124	176,916	—		216,603	46,396	170,206	—	
7年超10年以下		242,735	40,966	201,769	—		213,372	50,807	162,565	—	
10年超		116,222	32,464	83,757	—		153,377	30,639	122,737	—	
期限の定めのないもの		182,675	96	1,000	—		164,963	287	1,000	—	
残存期間別残高計		2,724,919	445,563	623,920	—		2,600,023	430,259	626,532	—	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,128	910	—	1,128	910	910	790	—	910	790
個別貸倒引当金	3,824	4,597	20	3,803	4,597	4,597	3,909	386	4,210	3,909

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当連結グループでは、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分		令和4年度					令和5年度				
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
法人	農業	98	96	98	96	—	96	43	96	43	17
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	192	1,040	192	1,040	—	1,040	931	1,040	931	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	17	11	17	11	—	11	—	11	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,291	3,223	3,291	3,223	0	3,223	2,723	3,223	2,723	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		225	224	225	224	0	224	212	224	212	—
業種別計		3,824	4,597	3,824	4,597	1	4,597	3,909	4,597	3,909	17

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	243,569	243,569	—	284,967	284,967
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	7,859	7,859	—	7,625	7,625
	20%	75,850	1,904,855	1,980,706	96,804	1,744,624	1,841,429
	35%	—	170	170	—	127	127
	50%	153,455	18	153,473	142,650	16	142,667
	75%	—	1,818	1,818	—	1,749	1,749
	100%	22,923	128,823	151,746	25,446	110,535	135,981
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	185,574	185,574	—	185,474	185,474
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		252,229	2,472,690	2,724,919	264,901	2,335,122	2,600,023

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P90）をご参照ください。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	205	5,418	—	295	4,816	—
中小企業等向け及び個人向け	53	0	—	22	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	10	—	—	—	—	—
合 計	268	5,418	—	317	4,816	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P91）をご参照ください。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,328	3,308	—	—	—	3,308
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	1,328	3,308	—	—	—	3,308
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	1,328	3,308	—	—	—	3,308

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	2,812	—	—	—	2,812
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	2,812	—	—	—	2,812
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットting契約による 与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—	—
合 計	—	2,812	—	—	—	2,812

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区分して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容（P92）をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、「子会社管理規程」内で定めるほか、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P93）をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子会社等が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P93）をご参照ください。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	9,300	9,300	10,916	10,916
非上場	139,590	139,590	139,644	139,644
合 計	148,890	148,890	150,561	150,561

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益（単位：百万円）

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,016	—	—	801	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
5,522	145	7,297	43

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	211,416	225,659
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P95）をご参照ください。

◇金利リスクの算定手法の概要

当連結グループでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.047年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提
キャッシュ・フロー展開において、一定の前提を置いたスプレッドは考慮していません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前年度末の開示からの変動に関する事項
 Δ EVE の前年度末からの変動要因は、債券の購入等によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	53,164	40,971	6,270	6,080
2	下方パラレルシフト	0	0	729	815
3	スティープ化	34,405	26,822		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	9,941	7,477		
6	短期金利低下	1,508	1,051		
7	最大値	53,164	40,971	6,270	6,080
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	234,688		233,114	

(補足説明)

「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

●単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
（1） 業務の運営の組織	55
（2） 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	55
（3） 会計監査人の名称	72
（4） 事務所の名称及び所在地	57
（5） 特定信用事業代理業者に関する事項	57
2 主要な業務の内容	47～54
3 主要な業務に関する事項	
（1） 直近の事業年度における事業の概況	25～27
（2） 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	80
b 経常利益	80
c 当期剰余金	80
d 出資金及び出資口数	80
e 純資産額	80
f 総資産額	80
g 貯金等残高	80
h 貸出金残高	80
i 有価証券残高	80
j 単体自己資本比率	80
k 剰余金の配当の金額	80
l 職員数	80
（3） 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	80～81
b 貯金に関する指標	73
c 貸出金等に関する指標	73～75
d 有価証券に関する指標	77～79
4 業務の運営に関する事項	
（1） リスク管理の体制	11～13
（2） 法令遵守の体制	14～15
（3） 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	38～39
（4） 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17～18
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1） 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	60～62
（2） 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	76
b 危険債権に該当する債権	76
c 三月以上延滞債権に該当する債権	76
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	76

(3) 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	76
(4) 自己資本の充実の状況	84～96
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	78
b 金銭の信託	78
c デリバティブ取引	79
d 金融等デリバティブ取引	79
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	79
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75
(7) 貸出金償却の額	75
(8) 会計監査人の監査	72

●連結開示項目（農業協同組合法施行規則第205条関連）

1 連合会及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	97
(2) 連合会の子会社等に関する事項	
a 名称	97
b 主たる営業所又は事務所の所在地	97
c 資本金又は出資金	97
d 事業の内容	97
e 設立年月日	97
f 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	97
g 連合会の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	97
2 連合会及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	97～98
(2) 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	98
b 経常利益	98
c 当期利益	98
d 純資産額	98
e 総資産額	98
f 連結自己資本比率	98
3 連合会及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	98～99
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	111
b 危険債権に該当する債権	111
c 三月以上延滞債権に該当する債権	111
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	111
(3) 自己資本の充実の状況	112～120
(4) 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	111

●その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系	82
----------	----

